

近代日本における繊維工業女性労働者の募集方法について

——女工と労務供給請負業

西成田 豊

はじめに

本稿の課題は、近代日本における繊維工業女性労働者（以下、繊維女工と記す）の募集方法について考察することにある。近代日本の繊維女工が、農村の小作農や貧農の子女の家計補充を目的とした出稼労働者であることは、よく知られた事実である。しかし、農家経営の貧しさ故の出稼労働という供給側の要因と繊維工業の高蓄積のための低賃金労働という需要側の要因は自動的にマッチしたのではない。具体的に言えば、労働市場の需給メカニズムが自律的に機能したのではなく、需要側の供給側へのさまざまな働きかけがあった。繊維工業にかんするこれまでの諸研究の多くは、この点について紹介人や募集人といった人びとについて言及しているが、紹介人や募集人とは一体何なのか、その実態については、立ち入った深い考察がこれまでまったくなされてこなかった。そのため繊維企業と繊維女工という二項対立の枠組のなかでのみ、繊維女工の労働史がかたられてきたようにおもわれる。

また、繊維女工の離職・退職率の高さも、繊維企業の長時間労働など苛酷な労働環境や食事・住居（寄宿舎）など劣悪な生活環境などによる疾病による帰郷、あるいはそれらの環境に堪えかねた無計画な逃亡などによるものと説明

されてきた。このような指摘はけっして間違いではないし、そのもつ意味もひじょうに重い。しかし、繊維女工の離職・退職率の高さは、劣悪な労働・生活環境という側面だけではとらえることができない。繊維企業と繊維女工という二項対立の枠組のなかでは視界には見えない紹介人・募集人の役割が欠落しているからである。その意味でも、紹介人・募集人とは一体何なのか、その実態を究明する必要がある。

以上のことをふまえて以下、製糸業、綿紡績業、織物業についてそれぞれの女工の募集方法について検討し、次いでそれらの募集を取締るために一九〇〇年前後から一〇年代前半にかけて制定された道府県ごとの「労働者募集取締規則」と、二四年に内務省令として制定された「労働者募集取締令」は一体何を意味しているのか、その内容と性格について考察することにした。

なお、議論が多岐にわたる関係上、通常の論文の構成とは逆に、上記の諸問題それぞれについて論述したうえで、これまでの諸研究はそのことについてどのような主張をしてきたのか、その研究史を検討することにする。

一 製糸業

製糸業の女性労働者（製糸女工、以下このように記す）の募集方法について、まずこれまでの基本的文献は何をかたっているのだろうか。農商務省商工局工務課『生糸職事情』（一九〇三年）は、この点について次のように記している。

「寄宿工女ニシテ殊ニ遠国ヨリ募集シ来ル者ニ関シテハ頗ル注意ヲ要スルモノアリ、此場合ニ於テハ工場主ト工女トノ間ニ紹介人ノアルアリ、或ハ工場主カ〔ガ〕臨時ニ募集員ヲ派遣スルコトアリ、地方ニ依ツテ其方法ヲ異ニセリト雖モ、之要スルニ工場主ト工女又ハ其父兄トハ間接ノ関係ヲ有スルコトニナル」(1) (傍点筆者、以下同じ)

ここでは、工場主が地方で製糸女工を募集するばあいは、「紹介人」という仲介者をとおして募集し、したがって工場主と女工(その父兄)の関係は間接的な関係になること、工場主が直接募集に乗りだすことは臨時的であることがのべられている。ただし、諏訪製糸業地帯である長野県について同書は、「各工場ハ事務員殊ニ見番ヲ以テ募集人トナスヲ常トスト雖モ、往々此以外ノ人ヲ使用スルコトアリ……是等募集人ト工場主トノ間ニハ一種ノ契約ヲ結ビ、其ノ募集シタル工女ノ数ニ応シテ相当ノ手数料ヲ与フルコトトセリ」(2)と記している。長野県においては工場の「見番」などによる直接募集が一般的であるが、工場主と契約した募集人による間接募集もけつして例外的ではないことが示されている。

ただし、農商務省によるこの調査は一九〇一年時点でのものであり、一九〇〇年に設立された諏訪製糸問題が「女工登録制度」を開始した〇三年以降も、募集人による間接募集が、一部ではあれ、なお存続したのかは、上記の調査では明らかにすることはできない。しかし後述するように、〇七年に長野県が「工女募集取締規制」を制定し、募集従事者(募集人)を公認しつつその許可制を敷いたこと、また後掲表2にみられるように、二二年の時点で長野県の製糸業募集従事者(募集人)は六〇〇〇人近くにおよんでおり、新潟県に次いで多いこと、こうした事実をふまえれば、「女工登録制度」導入後も、長野県においては募集人に依存した募集が少なからず存続していたとみてよいであ

ろう。こうした製糸女工の募集方法の特徴について、後の一調査報告書も次のようにのべている。

「(日清戦争―注) 戦後明治三十年頃斯業(製糸業―注)は非常に発展し、女工の募集は啻に縁故のみを充て充員することは困難となり……女工の集団的雇傭を必要とし、先づ募集員を雇傭し、或は営利口入業者(周旋・幹旋業者―注)に依頼し、相当なる報酬を投じて募集するに至つた」(3)。

以上のべた紹介人・募集人などによって募集された製糸女工の声は、『職工事情』の「附録」にもおさめられている。群馬県前橋市の製糸工場で働いている新潟県小沼郡出身の一二歳の女工は、一九〇二年一〇月次のように語っている。

「私ハ去年五月頃当市(前橋市―引用者注)へ参リマシタ、国ヲ出ルトキハ何ノ気モナク只母ノ言ヒ付ケラルルマ、募集人トヤラ飛脚トヤラ云フモノニ連ラレ、他ノ連レ者ト一緒ニ当地ニ着キ、其日直チニ当市〇〇町〇〇サント云フ内へ連レ行カレ、何スルトナシニ一週間程世話ニナツテ居マシタ、スルト十日程経ツテカラ〇〇ノ息子カ〔ガ〕私ヲ目下勤メテ居リマス〇〇方へ連レテ行キマシテ愈々同家(個人経営の製糸工場―引用者注)デ勤メルコトニナリマシタノデスガ、給金トカ小遣トカ其様ナコトハ一切聞キテハ居リマセナンダ……」(4)。

以上のべたような製糸女工の紹介人や募集人にたいしては、さきの引用文からもうかがえるように、工場主から一定の手数料が支払われた。『生糸職工事情』は次のように記している。

「手数料ハ募集シタル工女ノ技術奈何ニ依ツテ其額ヲ異ニセリ、即チ募集人カ若干ノ工女ヲ率ヒ来ルヤ、工場主ハ是等工女ノ技術ヲ試験シ之ニ等級ヲ附シ此等級ニ応シテ紹介人ニ与フヘキノ手数料ノ額ヲ定ムルナリ、諏訪地方ニテハ此手数料ハ一等ノ工女一人ニ就キ一円乃至二円ヲ給スルト云フ」⁽⁵⁾

女工一人につき手数料一円から二円という金額は、当時（一九〇〇～〇三年）の製糸女工の賃金（日給二〇銭⁽⁶⁾）の五日から一〇日分にあたる。

以上は、一九〇〇年前後の産業革命期のことであるが、第一次世界大戦後の一九二〇年代になっても、製糸女工の募集方法は一面において⁽⁷⁾、基本的に変化がない。事実、一九二四年五月現在の調査報告書は、製糸女工の募集方法の様子について「女工の閉業、帰郷、前後に於て行はる、最も争奪峻烈なる最後の争奪戦〔は〕工場命運を定むるとも云はる、白兵戦であつて、工場主は男工事務員等を総動員し、募集員を応援する」⁽⁸⁾と記し、さらに「募集員は『道案内』と称する土着者の傭人を使用して、女工の家庭に入る……『道案内』と称する者は、公式に許可（この意味は後述―注）を受くるものではない。然し此の種の者を利用して、其の縁故に依つて、女工の家庭に入ることが有利とせられてゐる」⁽⁹⁾と報告している。ここでは、募集人にたいする工場主側の応援、募集人による「道案内」人の雇用という、募集方法の重層性が指摘されているが、工場主から独立した募集人が募集の中核的な担い手となつていく点は、前の時代と変わりはない。ただ、次の記述が示すように、二〇年代には女工募集にたいする工場主側の関与が強まっていることは率直に指摘しなければならないであろう。

表1 募集従事者許可・不許可人員数（1922年，全国）（人・%）

| 業種 | 募集従事者 許可人員 (A) | 同 不許可人員 (B) | 計 (C) | (B)／(C) |
|---------|-------------------|----------------|--------|---------|
| 製糸工場 | 27,880 | 861 | 28,741 | 3.0 |
| 紡績工場 | 16,502 | 531 | 17,033 | 3.1 |
| その他繊維工場 | 5,515 | 111 ※ | 5,626 | 2.0 |
| 機械器具工場 | 24 | — | 24 | 0.0 |
| 化学工場 | 73 | — | 73 | 0.0 |
| 飲食物工場 | 100 | 2 | 102 | 2.0 |
| 雑工場 | 102 | — | 102 | 0.0 |
| 特別工場 | 7 | — | 7 | 0.0 |
| 小計 | 50,203 | 1,505 | 51,708 | 2.9 |
| 土木工業 | 955 | 16 | 971 | 1.6 |
| 鉱業 | 393 | 12 | 405 | 3.0 |
| その他 | 926 | 13 | 939 | 1.4 |
| 合計 | 52,477 | 1,546 | 54,023 | 2.9 |

資料：東京地方職業紹介事務局『管内製糸女工調査』1925年3月，37頁より作成。

注：※数字の誤りを訂正した。

「前述の如き方法に依つて募集行為は行はれ、そして募集せられたる女工は、概して二月下旬から三月上旬に於て入場するのであるが、其の出発して工場に入るを『引き揚げ』と云ふのである。此の際は、募集員又は工場主より派遣せらるゝ者（主として男工）に従つて一定の場所に集合せしめ、鉄道に依つて団体輸送をなし、鉄道省は特に臨時列車を運転して其の便に供してゐる」⁽¹⁰⁾。

しかし、女工募集の中核的な担い手が工場主から独立した募集人・紹介人である以上、前の時代と同じように、工場主から募集人・紹介人にたいして手数料が給付された。「募集員手当は募集従事員に対する報酬で、募集人員一人につき最低三円位から二十五円位迄^{まで}のものである。工場より出張した現業員に対しては此の如き報酬は与へず……」⁽¹¹⁾。募集した女工一人につき三円から二五円という報酬（手数料）は、この時期（一九二四年）の製糸女工の賃金（日給九六銭⁽¹²⁾）の三日分から二六日分にあたり、前の時代より増加している。

ところで、以上のべたような募集人・紹介人はしばしば「募

表2 道府県別募集従事者許可人員（1922年，東京地方職業紹介事務局管内）（人）

| 県 | 製糸工場 | 紡績工場 | その他 繊維工場 | その他工場 | 合計 |
|-------|--------|-------|-------------|-------|--------|
| 新潟 | 7,084 | 2,521 | 761 | 91 | 10,457 |
| 長野 | 5,890 | 170 | 153 | 0 | 6,213 |
| 山梨 | 2,228 | 111 | 37 | 0 | 2,376 |
| 静岡 | 1,012 | 304 | 319 | 1 | 1,636 |
| 群馬 | 1,230 | 27 | 15 | 0 | 1,272 |
| 宮城 | 273 | 297 | 82 | 2 | 654 |
| 岩手 | 442 | 136 | 48 | 0 | 626 |
| 秋田 | 22 | 447 | 113 | 39 | 621 |
| 茨城 | 377 | 103 | 90 | 2 | 572 |
| 福島 | 109 | 167 | 114 | 0 | 390※ |
| その他合計 | 19,452 | 4,574 | 1,897 | 157 | 26,080 |

資料：表1に同じ。38頁より作成。

注：募集従事者許可人員（工場に従事のみ）の多い管内の10道府県を取りだした。

※数字の誤りを訂正した。

「募集従事者」と呼ばれ、後述する各道府県の「労働者募集取締規則」によって募集に従事することへの届出が必要とされた。内務省社会局の調査によれば、一九二二年度において「募集従事者」を使用する工場は六〇八二工場で、そのうち繊維工場は五九九九工場と圧倒的多数を占め（全体の九八・六％）、さらにそのうち製糸工場は三三三三工場で、繊維工場全体の五二・二％を占めている⁽¹³⁾。また、「募集従事者」の人員をみると（表1）、同年現在、製糸工場の「募集従事者」（許可人員。不許可人員については後述）は二万七八八〇人で、工場で使用する「募集従事者」総数五万二〇三人の五五・五％を占めている。製糸工場が使用しようとした「募集従事者」の数は、表2にみられるように、東京地方職業紹介事務局管内にかぎると、新潟（七千人）、長野（六千人）、山梨（二千人）、群馬（一千人）、静岡（二千人）の順が多い。こうした「募集従事者」が募集する職工数は（表3）、その多くは製糸女工と推定されるが、一人当たり一五人から二五人ほどで、平均すれば一八人である（山梨、山形両県は一五〇人以上であるが、それは「募集従事者」が極端に少ないためで、その理由は判然としない）。

以上のべた「募集従事者」は、多数の女工を製糸工場へ送り込め

表3 募集従事者による募集職工数（1924年5月末）（人・%）

| 府 県 | 調査工場数 | 募集職工 総数 (A) | 募集従事者 総数 (B) | 1人当り平均 (A) / (B) |
|--------|-------|----------------|-----------------|---------------------|
| 長野 | 669 | 168,659 | 10,741 | 15.7 |
| 埼玉 | 45 | 19,391 | 1,025 | 18.9 |
| 山梨 | 10 | 16,513 | 99 | 166.8 |
| 群馬 | 22 | 13,304 | 859 | 15.5 |
| 福島 | 20 | 12,160 | 405 | 30.0 |
| 山形 | 14 | 9,965 | 66 | 151.0 |
| 茨城 | 31 | 5,724 | 254 | 22.5 |
| 宮城 | 14 | 4,596 | 238 | 19.3 |
| 新潟 | 24 | 3,563 | 136 | 26.2 |
| 静岡 | 29 | 2,956 | 206 | 14.3 |
| その他共合計 | 938 | 266,074 | 14,481 | 18.4 |

資料：表1に同じ。42-43頁より作成。

注：募集職工数が多い前記管内の上位10府県を取りだした。

ば、そのぶん手数料（報酬）が多くなるため、募集の方法も悪質で、人間としての資質にも問題がある人物が多かった。事実、この点について岐阜県当局は、「募集行為ノ直接ノ衝ニ当ル募集員〔募集従事員〕ナルモノハ……多クハ地方ニ於ケル無職ノ徒並ニ工場ニ於ケル下廻リ（工場に吸着する雑用人―引用者注）等ニシテ、從テ学歴少ナク常識ニ乏シキモノ多キ為メ、募集行為ハ依然トシテ悪辣ナル手段ヲ弄シ、何等改メザル……」⁽¹⁴⁾とのべており、二〇年同県の許可をうけた「募集従事員」四五〇〇人中、同年所轄警察署によって処罰をうけた者は二八九人（拘留一五人、科料二四七人、説諭二七人）で、許可人員の六・四％にのぼったことを伝えている⁽¹⁵⁾。また、中央職業紹介事務局も、「直接募集の衝に当る募集員〔募集従事員〕の素質は募集上の弊害の多少を決定する要素であるのに、現在の従事員もしくは従事員たらんとする者の中には、好もしからざる者の多いことは否定しがたい事実である」⁽¹⁶⁾とのべている。「募集従事員」として許可された者ですら以上のような状態であったから、「従事員たらんとする者」〔募集従事員〕許可申請者の不許可率は、前掲表1に示されているように、製糸業は紡績業と並んでほかの業種より高かった。もちろん、未許可率三％という数値それ自体はけっして高い数字ではないが、そ

表4 製糸女工の勤続年数（1901年）

（人・％）

| 勤続年数 | 長野県 | | | | | その他諸県 |
|--------|-------|------|-------|-------|----------------|---------------|
| | 須坂地方 | 松代地方 | 上諏訪地方 | 下諏訪地方 | 計 | |
| 6カ月未満 | 399 | 139 | 346 | 491 | 1,375 (10.9) | 340 (11.7) |
| 6カ月-1年 | 532 | 119 | 662 | 1,549 | 2,862 (22.8) | 342 (11.8) |
| 1年-2年 | 527 | 160 | 461 | 1,291 | 2,439 (19.4) | 484 (16.6) |
| 2年-3年 | 576 | 211 | 240 | 1,240 | 2,267 (18.0) | 478 (16.4) |
| 3年-5年 | 662 | 129 | 326 | 961 | 2,078 (16.5) | 763 (26.2) |
| 5年以上 | 655 | 116 | 182 | 605 | 1,558 (12.4) | 502 (17.3) |
| 合計 | 3,351 | 874 | 2,217 | 6,137 | 12,579 (100.0) | 2,909 (100.0) |

資料：農商務省商工局工務課『生糸職工事情』1903年、187-188頁より作成。

注：長野県は205工場、その他諸県は29工場についての調査。

れも府県側の規制基準（後述）が緩かったのか、許可申請者がさまざまな工作や虚偽記載をすることによって、許可を得たと考えるのが妥当であろう。

さて次に、上述してきたことに関連で製糸女工の移動率（勤続年数）を検討することにしてしよう。諏訪製糸業の工場が女工をその年の一二月に解雇し、次の年の一、二月にあらためて募集活動をおこなっていたことはよく知られた事実であるが、一九二〇年代の一調査報告書は、こうした雇用慣行がこの時期においても、諏訪地方をふくめた全国の主要な製糸業地帯でかなり一般的であったことを伝えている。すなわちこの報告書は、この時期の女工募集、難の原因として工場の釜数が急増したことのほかに、「雇傭期間は一年を原則とし、毎年更新の必要があるから毎年の募集数は著しく多くなる」こと（「毎年の募集数が多いこと」と、「製糸業では年末に解雇し、直に募集に着手する工場が多数を占め……従って十二月から一、二月にかけての募集競争は酷烈を極めるに至る」こと（「募集時期が一時的なること」）の二つの構造的要因をあげている（17）。

製糸女工の移動は、この募集のさい前年に雇用されていた元の工場に戻らない「不復帰者」と、操業中における「退場者」（退職者・逃亡者）とにわけることができる。このことをふまえて表4をみることにしよう。ここでの勤続年数一年以上は、募集のさい元の工場に復帰した回数と考えてよいであろう。逆

に、勤続六カ月未満の女工と六カ月以上一年未満の仮に半数の女工を操業中における「退場者」（退職者・逃亡者）としてとらえれば、その比率は諏訪地方を中心とする長野県下の工場では二二%、その他諸県の工場では一八%となる。後にのべる紡績女工の移動率とくらべると低いものの、製糸女工の操業中の移動がかなりの数にのぼっていたことが注目される。

操業中の女工の移動について『生糸職事情』は、「工女ニシテ他ノ工場ニ転セントスルトキハ、婚姻ヲ為ストカ養女ニ行クトカ種々ノ口実ヲ作り、之ニ関スル証明書ヲ携ヘテ以テ解雇ヲ求ムルコトアリ、此ノ場合ニ於テ工場主ハ之ヲ奈何トスルコト能ハズ、已ムナク其求メニ応スレハ該工女ハ直チニ他ノ工場ニ転スルナリ」¹⁸と伝えている。問題は、この「口実」が女工の主體的な意思にもとづくものかどうかということである。前述した製糸女工の募集方法（紹介人・募集人による仲介・斡旋）や後述する紡績女工の工場間移動のことを考慮すれば、この製糸女工の退職「口実」は、手数料（仲介・斡旋料）を稼ぐための紹介人・募集人によって使喚されたものではないかと推察することができる。また、一九二〇年の代表的な一七の製糸工場についての調査によれば、同年度の工場入場者（女工）一万二〇七〇人のうち操業中の「退場者」数は二四五二人で、「退場」率は二〇・三%であった¹⁹。この「退場者」のなかには、もちろん、製糸工場の劣悪な労働・生活環境によって病気となり帰郷した女工も含まれているとおもわれるが、先ののべたとおり製糸女工の募集方法（紹介人・募集人による仲介・斡旋）を考慮すると、手数料（仲介・斡旋料）稼ぎを目的とした募集人（募集従事員）によって引き抜かれた女工（他工場への斡旋）も少なからず含まれているものとおもわれる。

以上、製糸女工の募集方法についてのべてきたが、それではこれまでの研究は、この点について、どのように記述

してきたのであろうか。まず、日本製糸業史研究の画期的な著作である石井寛治氏の研究⁽²⁰⁾は、「諏訪製糸家は、毎月一月上旬から二月にかけて、各地に女工募集人を派遣し、その年に必要な女工を集めた」⁽²¹⁾とのべ、募集人（製糸家の従業員であろう）による女工の直接募集に言及している。既にのべたように、諏訪地方をふくむ長野県においてはたしかに女工の直接募集が支配的であったが、工場主と契約した募集人による間接募集もけっして例外的ではなかったことを考慮すれば、石井氏の言及は不十分であるといわねばならないであろう。また石井氏は、「激烈をきわめた女工争奪の結果ともいべき……各製糸場における女工の交替度、残留率」（傍点は原文のママ）を検討するとし、「女工の残留率を基本的に規定するものは、女工の出稼継続期間であり、他製糸場への移動も、『逃亡』という形で、女工の消極的反抗という側面をもつことが多いが、移動そのものが、製糸家側の争奪を前提としている」とのべている⁽²²⁾。ここでは、女工の他工場への移動は「逃亡」というかたちをとった女工の「消極的反抗」と位置づけつつも、それを製糸家の女工争奪の一環としてとらえられており、「逃亡」と「争奪」がなぜ結びつくのか、両者を結びつける仲介・斡旋者がいたのかどうかについての説明はない。

瀧澤秀樹氏の研究⁽²³⁾も、女工の募集は製糸家（工場主）側の直接募集であったことを指摘している。すなわち同氏は、諏訪地方の製糸家「笠原組」の女工募集の方法（一九一二年の時点）について検討し、「製糸家Ⅱ工場は、運動員に対して『運動金』を渡して各地に派遣する」⁽²⁴⁾とのべているが、その「運動員」とは同氏によれば、「運動金」による「工女運動」をおこなう「募集員」であり⁽²⁵⁾、その「募集員」とはみずからの「出身地を中心に工女募集を展開」⁽²⁶⁾する「工場の工男」⁽²⁷⁾であった。そして同氏は、「この時期には工女募集は募集員の恣意の介入する『人買い請負』的な方法ではなく、製糸家Ⅱ工場の意志が工女募集過程に貫徹する形で行われた」⁽²⁸⁾（傍点は原文のママ）とのべ、その理由として「募集員（工男）の自主性のなさ」⁽²⁹⁾をあげている。しかし同氏は、同時に以下のような重

要なことを指摘している。「工男が募集した工女との間に特殊な『権利』関係を保持していた……。その『権利』の具体的内容は詳らかにし得ないけれども、製糸家Ⅱ工場と工女との間に、工男がおそらく募集員たることによつて得たある種の『権利』をもつて存在していたことは、日本製糸業における賃労働の特質を考える場合、とりわけ注目しておくべき事実であろう」⁽³⁰⁾。募集員である工男と工女とのあいだのある種の「権利」関係の存在が、「募集員（工男）の自立性のなさ」とどのように整合的に結びつくのかは、よくわからない。しかし、同氏のこの指摘は、募集員が「自立」し、募集活動が外部化されれば、本論でのべたような募集人（紹介人）の姿が浮かびあがることを示唆している。「工男の持っていた工女募集員としての性格」⁽³¹⁾を同氏は「笠原組」に限定せず、もう少し多くの事例を分析し、発展的に捉える必要があつたようにおもわれる。

中村政則氏の本⁽³²⁾は啓蒙書として書かれているが、製糸女工の募集方法と紡績女工のそれについて異なつた記述をしており、重要なのでここで取りあげることにする。製糸女工の募集方法について、同氏もまたこれまでみてきた研究とおなじように、工場側の直接募集を指摘している。すなわち同氏は、「明治三〇年代（一八九七）にはいると、諏訪の製糸業界では女工不足が生じ、遠隔地募集がさかんにおこなわれるようになり、募集員は交通の不便な……へもあらわれはじめた」⁽³³⁾とのべているが、その「募集員」とは以下の記述が示すように工場の従業員であつた。「各工場の募集人は年末と春挽^{はるひき}まえに二度ずつ、まえの年に自己の工場に働いていた工女はもちろんのこと、他の工場の女工であつた者、あるいは工場勤めを希望している者を問いあわせ、その家を歴訪する」⁽³⁴⁾。また同氏は、その本の最初の方で「検番（見番。募集員をかねた現場長）」⁽³⁵⁾を登場させており、「各工場の募集人」とは検番（見番）とおもわれるが、両者が同じなのか違うのかは明記されていない。ただし、製糸女工の募集が工場側による直接募集だつたとしても、それはきわめて組織的・計画的になされておらず、同氏の以下のような記述は、そのような事例が多

少あったとしても、誤解を招く表現であろう。「工場主は……和田峠から大屋にいたる沿道に募集員を派遣した。そして、岡谷へゆく女工らしき者をつかまえては、あたかも出迎えの事務員であるかのようにふるまって、手あたりしだいに自分の工場へひきいれてしまう」⁽³⁶⁾。そして実は、このような非組織的・非計画的な女工募集は、本論で示唆したように、工場側から独立した紹介人・募集人のよくなせる業^{わざ}だった。

東條由紀彦氏の研究⁽³⁷⁾は、諏訪製糸同盟の女工登録制度を扱った研究であるが、その問題意識の一つは製糸女工の移動の問題である。そのさい同氏が重視しているのは「女工」、「家」、経営、三者のとりかわす諸関係⁽³⁸⁾である。そのうえで同氏は、女工登録制度によって女工の「争奪」や逃亡は防止されたが、それを支えたのは「家」と「経営」とのあいだの「伝統的縁故関係」と、経営者間の「徳義」であったとし、このべている。「(女工の争奪・逃亡の防止は―引用者注)女工を排出する『家』との伝統的縁故関係より生じた、移動を嫌視するある種無定形な『家』の意思を前提とした、経営者間のみの『徳義』であった」⁽³⁹⁾、「移動を嫌視する無定形な道德観、それを筆者は、『伝統的縁故関係』の内容をなす重要な一要素と考えるが、これが経営者間の『徳義』による移動の『大勢的抑制』の機構が機能する上での、不可欠の前提であった」⁽⁴⁰⁾(傍点は原文のママ)。しかし同氏の研究では、この「伝統的縁故関係」も「移動を嫌視する無定形な『家』の意思」も、「経営者間の『徳義』」も、まったく実証されておらず、したがってその具体的な内容はまったく理解することができない。

同氏の研究でさらに問題なのは、上述のような女工の移動の「大勢的抑制」の機構の成立を指摘しながら、次に女工の移動の問題を取りあげていることである。そして同氏は、雇用契約中の女工の移動・逃亡は「女工本人の意思によるもの」⁽⁴¹⁾としているが、女工の移動・逃亡がどうして可能となったのか、その仲介者(紹介人・募集人など)の存在については視野から完全に消失している。また契約更新にともなう移動については、「『家』が何らかの意味で自

己の判断を介在させていったことは明らかである。しかしもちろん経営がそれに何ら関わりを持たなかったわけではない。(中略) 移動は『家』と経営の言わば、『共謀』であり、かつ直接それにきつかけを与えたのは経営側と考えられるわけである⁽⁴²⁾と記している。契約更新のさいの女工の移動に紹介人・募集人などがまったく介在しなかったのかどうか疑問なしとはしないが、その点はおくとしても、女工の移動の「大勢的抑制」機構としての「家」と「経営」の「伝統的縁故関係」が、契約更新のさいの女工の移動については、「家」と他の「経営」の「共謀」関係にすり変わる氏の議論は、論理矛盾以上のものがある。他の「経営」には「家」とのあいだに「伝統的縁故関係」が存在しなかったであろうか。

しかし、一九一二年から一七年の時期(氏のいう「第五期」)になると、契約更新のさいの女工の移動も変化するとし、氏はこうのべている。「契約更新の移動についても、基本的には『家』の意思によるもの、という性格は変わらないと考えるのが妥当だが、この時期には、①少なくともその『家』の意思を構成する重要な要素として女工の意思が捉えられるようになり、②さらに女工本人の意思が『家』の意思を決める第一の要因となる例も少なからず出現し、③『家』の意思という媒介をへず、本人の意思のみによって移動する例も生ずる、といった、注目すべき変化も生じているのである⁽⁴³⁾。ここでも氏は、「『家』の意思」や「女工の意思」や後者が「第一の要因」となっていることについて、ほとんど実証していないか、ほんの数例をあげているのみで、牽強^{けん}付会の論法を展開している。総括的に言えば、女工の移動についての「『家』と『経営』の伝統的縁故関係」↓「『家』と他の『経営』の共謀関係(『家』の意思)」↓「女工の意思」という氏の議論は、観念的思弁の産物といわねばならない。したがって、氏のここまでの議論では現実的存在としての紹介人・募集人はまったく登場しない。

しかし、「大正末期」(一九二四、五年ころ)の製糸女工労働市場について言及する段になると氏の議論は一変する。

「大正末期の製糸女工労働市場は、①極小経営の通勤女工圏、②中小経営の伝統的縁故関係による閉鎖的・個別的募集圏、③大経営の広域・大規模募集圏という、言わば「三重の構造」を取っていたと考えられる」⁽⁴⁴⁾。ここでは、「伝統的縁故関係」を結んでいた「経営」が「中小経営」であったことがはじめて明らかにされているが、そのことの説明も実証もまったくなされていない。また「通勤女工」については、一九〇一年調査による『生糸職事情』にすでに記されており⁽⁴⁵⁾、「大正末期」の労働市場にはじめて参入するような存在ではない。また氏の上記の記述は、女工の募集圏が狭いか広いかを指摘したもので、労働市場の「三重の構造」として「理論的」に規定しうるものではない。

しかも同氏は、上記の③について「大経営の広域・大規模募集圏自体が、募集人による個別の縁故をつてにした募集という、旧来からの入職のあり方に依存するという限界を持っていた」⁽⁴⁶⁾（傍点、引用者）とのべている。同氏の研究においてここではじめて「募集人」が登場するが、その縁故による募集は「旧来からの（「大正末期」以前からの）引用者注）入職のあり方」だったとされ、それは「大正末期」で「限界」がきたとされている。それでは一体、上述してきた氏のいう「女工、『家』、経営、三者のとりかわす諸関係」とは何だったのかと、つよい疑問投げかけざるをえない。

松村敏氏の研究⁽⁴⁷⁾は、両大戦間期の片倉製糸を対象としたものであるが、同社の女工の募集方法は工場の「検査」による直接募集であったとしている。「二〇年代における片倉製糸の女工募集の主要な方法は、なお、工場のいわゆる『検査』（同社では二二年末以降、「現業員」と呼称）による伝統的な現地直接募集であった」⁽⁴⁸⁾。傍点を付した表現からあきらかなように、同社の女工募集方法は一九二〇年代以前から直接募集だったようである。しかも同氏は同時に以下のような重要なことも指摘している。「しかし遅くとも二〇年代中頃には、大部分の工場では募集員と女工の

関係は工場内にはそのまま持ち越さないものとなっていた。すなわち二六年末の調査によると、片倉系工場三九のうち三五までが、女工の工場内配置は出身地域別ではなく、『混合制度』であり、したがって女工の直接募集員が受持現業員ではなく、募集した女工を工場内においても監督することになった⁽⁴⁹⁾。すなわち、ここで同氏は、さきの瀧澤秀樹氏の研究とおなじように、二〇年代初頭までは直接募集とはいっても工場の募集員と募集された女工とのあいだにある種の「権利」関係（支配統制関係とでもいうべきもの）が存在したこと、そしてそれが労働力編成のなかに貫かれていたことをのべている。

中林真幸の研究⁽⁵⁰⁾は、諏訪地方における製糸家の女工募集は募集員による直接募集であることを前提としつつ、女工が活発に工場間を移動していたことを重視している。ただし、その女工の移動は、東條由紀彦氏のように「家」と他の「経営」との「共謀」関係としてではなく、より高い賃金をもとめた女工の自立的で自由な移動として描かれている。「一八九〇年代―引用者注）の労働需給の逼迫を背景として、労働者が複数の製糸家の間を移動するという、流動性の高い労働市場が成立していた」⁽⁵¹⁾、「製糸家が、ほかの製糸家と契約した労働者を勧誘するには、より高い賃金を提示する場合と、反物^{たんもの}などの景品を提示する場合とがあった」⁽⁵²⁾。

しかし同氏の研究で問題なのは、女工の移動をうながす製糸家のあいだでの女工賃金の違いがまったく実証されていないことである。それはなぜかと言えば、以下の文章が示すように氏の議論が演繹的に展開されているからである。「労働者が提示された契約を受け容れ、誘因体系に反応し、最適な働き方をするためには、労働者の移動が自由であることも必要な条件となりうる。緊張の多い労働を受け容れるには、それにふさわしい高賃金、いわゆる効率賃金を提示する必要がある。しかし、それが有効に作用するには、その高賃金を求めて諏訪郡外から労働者が自由に移動できることが必要である。また、ひとたび契約した工場と相性が合わない、すなわち、その工場の賃金体系において

賃金を最大化する労働が、その労働者の効用を最大化しない場合、その労働者はすみやかにほかの工場に移動する方がよい。移動が困難であると、その労働者自身が賃金体系に従った行動をとらず、労働を最適化しないでなく、やがては賃金体系の機能を損なうであろう⁽⁵³⁾。理論的にはこうあらねばならない、こうなるはずだ」という同氏の議論は、帰納法を基本とする経済史（歴史）研究とは無縁である。したがって、女工の移動を仲介する具体的な存在としての紹介人・募集人などは、同氏の視野にはまったくはいっていない。事実、同氏の研究はこれまでみてきた諸研究とは異なり、『生糸職工事情』を比較的よく分析している⁽⁵⁴⁾ものの、筆者が本論で引用したような記述は「理論的に説明するうえで都合が悪いのか、すべて無視されている。

製糸業に関する最近の研究である榎一技氏の研究⁽⁵⁵⁾は、郡是製糸（京都府）を対象としたものである。同氏は、郡是の女工募集の対象は原料取引区域の養蚕農家の子女であったとし、このべている。「そもそも同社では、『創立当時（一八九六年―引用者注）より養蚕家の子女を以て職工とする方針で、必ずしも全部『養蚕家』とは行かないが、大体原料取引区域内から職工は求められた』とあるように、原料取引区域と職工募集区域との合致を理想としていた⁽⁵⁶⁾。また同氏は、郡是では一九一七年の郡是女学校の設立によって企業内養成制度が確立したとし、「郡是女学校設置後の同社は、五年間の雇用契約を義務として六ヶ月の養成教育を実施したが、この養成を受けた工女を社内工と呼び、社内養成を経ずに他経営から移ってきた工女を『社外工』あるいは旧工女と呼んだ⁽⁵⁷⁾。こうした郡是の雇用・養成システムのもとでは、紹介人・募集人に独自に依存することはなかったと考えるよいであろう。

なお、製糸業を対象とした研究ではないが、筆者のかつての著書『在日朝鮮人の「世界」と「帝国」国家』（一九九七年）においては、在日朝鮮人の「融和」団体である「相愛会」の一九二〇年の活動を考察し、その活動の一つとして在日朝鮮人の職業紹介をとりあげ、以下のようにのべている。「入職させた労働者に対する『統制権』を相愛会

は有していた。そして、この募集と『統制権』の対象となったのは主として女工であった。具体的には、募集し入職させた朝鮮人女工の労務管理まで相愛会は請負った⁽⁵⁸⁾、「朝鮮人女工に対するこうした相愛会の労務管理請負Ⅱ」「統制権」は、山梨県のばあいにも見られる。すなわち、相愛会山梨県本部は県内の製糸工場に朝鮮人女工を斡旋することをおして朝鮮人女工に対する統制・支配をつよめ、次第に工場内に浸透していった⁽⁵⁹⁾。ここで筆者は、「相愛会」による朝鮮人女工（製糸女工）の募集・斡旋と入職後の「統制権」Ⅱ「労務管理請負とが結びついていたことを記しているが、同書執筆当時はこの関係を筆者は、「相愛会」と在日朝鮮人女工とのあいだの特殊な関係であろうと認識していた。しかし、これまでみてきた諸研究の一部や本論での筆者の議論をふまえれば、労務管理請負までとはいかなくとも、製糸女工の募集をおして紹介人・募集人（それが工場内的存在か工場外的存在かはひとまずおく）が女工に対して何らかの影響力を有していたことは間違いないであろう。

以上、製糸業に関するこれまでの諸研究を検討してきたが、その多くが諏訪製糸業を研究の対象としてきたためであろうか、本論でのべたような工場から自立した紹介人・募集人による間接募集については、まったく言及がなかった。しかしそれでも、工場の従業員であり募集人である「見番」と募集した女工とのあいだに、ある種の「権利」関係なり支配統制関係が存在していたことが、いくつかの研究で明らかにされたことは重要であろう。

注

(1) 農商務省商工局工務課『生糸職事情』一九〇三年、一七七頁。

- (2) 同上書、一七八頁。
- (3) 東京地方職業紹介事務局『管内製糸女工調査』一九二五年三月、三二頁。
- (4) 農商務省商工局工務課『職工事情』一九〇三年、「附録二」三〇八頁。
- (5) 前掲『生糸職工事情』一七八頁。
- (6) 労働運動史料委員会『日本労働運動史料』第一〇巻、統計篇、一九五九年、二七〇頁。
- (7) 「二面において」と限定を付したのは、二〇年代にはいると、従来の募集方法に対抗しこれを規制するかたちで、新たに女工供給・保護組合が結成されるからである。同組合については、別稿で詳しく論ずることにしたい。
- (8) 前掲、東京地方職業紹介事務局『管内製糸女工調査』六二頁。
- (9) 同上書、六二頁。
- (10) 同上書、九六―九七頁。
- (11) 中央職業紹介事務局『本邦製糸業労働事情』一九二八年一月、四〇頁。
- (12) 前掲『日本労働運動史料』第一〇巻、統計篇、二七二頁。
- (13) 前掲、東京地方職業紹介事務局『管内製糸女工調査』三六頁。
- (14) 『岐阜県ニ於ケル出稼職工と職工供給組合』編者、年次不詳、謄写刷（大原社会問題研究所蔵）四頁。
- (15) 同上史料、同頁。
- (16) 前掲、中央職業紹介事務局『本邦製糸業労働事情』四七頁。
- (17) 桂皋「本邦製糸業労働事情(二)」(『社会政策時報』第四一号、一九二四年二月) 七八頁。
- (18) 前掲『生糸職工事情』一八〇頁。
- (19) 前掲、桂皋「本邦製糸業労働事情(二)」一〇三頁。
- (20) 石井寛治『日本蚕糸業史分析』東京大学出版会、一九七二年。
- (21) 同上書、二六九頁。

- (22) 同上書、二七〇―二七一頁。
- (23) 瀧澤秀樹『日本資本主義と蚕糸業』未来社、一九七八年。
- (24) 同上書、四〇五頁。
- (25) 同上書、四〇二―四〇三頁。
- (26) 同上書、四一四頁。
- (27) 同上書、四〇八頁。
- (28) 同上書、四〇八頁。
- (29) 同上書、四〇八頁。
- (30) 同上書、四一三頁。
- (31) 同上書、四一四頁。
- (32) 中村政則『労働者と農民』小学館、一九九〇年。
- (33) 同上書、九三頁。
- (34) 同上書、一一二―一一三頁。
- (35) 同上書、一三頁。
- (36) 同上書、一二二頁。
- (37) 東條由紀彦『製糸同盟の女工登録制度——日本近代の変容と女工の『人格』——』東京大学出版会、一九九〇年。
- (38) 同上書、一七頁。
- (39) 同上書、四三頁。
- (40) 同上書、五一頁。
- (41) 同上書、五四頁。
- (42) 同上書、五一―五二頁。

- (43) 同上書、六八頁。
- (44) 同上書、一三六―一三七頁。
- (45) 前掲『生糸職工事情』一七七頁。
- (46) 東條、前掲書、一五〇頁。
- (47) 松村敏『戦間期日本蚕糸業史研究——片倉製糸を中心に——』東京大学出版会、一九九二年。
- (48) 同上書、二四一頁。
- (49) 同上書、二四一頁。
- (50) 中林真幸『近代資本主義の組織——製糸業の発展における取引の統治と生産の構造——』東京大学出版会、二〇〇三年。
- (51) 同上書、二九二頁。
- (52) 同上書、二九二頁。
- (53) 同上書、二七七頁。
- (54) 同上書、四一〇頁以下。
- (55) 榎一技『近代製糸業の雇用と経営』吉川弘文館、二〇〇八年。
- (56) 同上書、一四四頁。
- (57) 同上書、一四四頁。
- (58) 西成田豊『在日朝鮮人の「世界」と「帝国」国家』東京大学出版会、一九九七年、一七八頁。
- (59) 同上書、一七九頁。

二 綿紡績業

綿紡績業の女性労働者（紡績女工、以下このように記す）の募集方法について、まずこれまでの基本的文献は何をかたっているのだろうか。農商務省商工局工務課『綿糸紡績職工事情』（一九〇三年）は、この点について次のように記している。

「工女募集ノ方法ニ就テハ、各工場ヨリ社員ヲ派遣シテ募集ヲナスコト紹介人ノ手ヲ経テ雇入ルトノ二方法アリ、然レトモ社員ヲ派遣スル場合ニ於テ、募集地カ〔ガ〕社員ノ郷里ナルカ、其他該社若クハ該社員ト特別ノ関係アルニ非サレハ、派出サレタル募集人ハ其地方ノ状況ヲ詳ニセサルタメ、必ス紹介人ノ手ヲ経サル可カラス、去レハ此ノ二重ノ募集方法ニ就テ明瞭ナル區別ヲ立ツルコト甚タ難シトス、之ヲ要スルニ紡績工場ノ職工募集ニ紹介人ノ必要アルハ疑フ可ラサルノ事実ナリ」⁽¹⁾（傍点引用者以下同じ）

また、細井和喜蔵『女工哀史』（一九二五年）も、紡績女工の募集について、第一期の「無募集時代」、第二期の「自由競争時代」、第三期の「募集地保全時代」の三期に区分し、第三期の募集方法の特徴について、以下のように述べている。

「女工募集の方法を『直接募集』と『囑託募集』の二つに分けることが出来る。前者の直接募集とは……いわゆる『出張募集』であつて、会社の社員自から募集地へ出張り直接募集に当るのである。そして後の囑託募集とは、

一切これを『募集人』という職業者に委せてしまい、会社は彼から女工一人幾何で買い取るのである」(2) (ルビは原文のママ)。

細井が言う「第三期」は日露戦争後であり、『綿糸紡績職工事情』作成のための調査は一九〇一年なので、両者は多少の时期的な差異があるものの、いずれも紡績女工の募集方法には、直接募集と職業的に独立した「紹介人」・「募集人」の手による間接募集の二つの方法があることを示している。しかし、『綿糸紡績職工事情』の方は、この二つの募集方法を厳密に区分することは難しく、直接募集のばあいといえども、紹介人に多分に依存していることを指摘している。

以上のべたような紹介人のなかには、しばしば芸妓や娼妓(遊女)を紹介斡旋する桂庵業(3)を営んでいる者もいた。このことについて『綿糸紡績職工事情』は、「職工紹介人ノ内ニハ桂庵業ヲ営メル者アリ、芸娼妓ノ買出シト女工ノ募集トヲ兼ネ行フモノナレハ、職工争奪ノ盛ナル時ニ当ツテ右述フルカ如キ手段(紡績女工の他工場への移動の働きかけ。この点後述―引用者注)ニ訴フルモ敢テ怪ムニ足ラサルナリ」(4)とのべている。

以上のべた紹介人・募集人によつて募集された紡績女工の声は、『職工事情』の「附録」にもおさめられている。もと織物工場で働いていた女工は、一九〇二年二月次のように語っている。

「私ハ(十六歳)富山県ノ生デアリマシテ、八歳ノ時親兄弟ノ膝下ヲ離レ、土地ノ桂庵某ニ連レラレ東京ノ〇〇紡績会社ト云フ所ニ来マシテ其処ニ二年程勤メテオリマシタカ、其間ニ勤メマシタ給料ナドハ一厘モ私ノ手ニ入リマセン、多分中間ニ立ツタ世話人ガ誤魔化シタノデセウ」(5)

また、同「附録」には、「〇〇県〇〇町くちいれ入業者ノ談話」として、「私ハ周旋業ハシテ居リマスガ、工女ノ外ノ種類ノモノハ余リ世話ハ致シマセン。是迄これまで私ガ取扱ツタ工女ノ数ハ七百人以上モアリマス」⁽⁶⁾という話もおさめられている。

以上のべてきたことから明らかのように、こうした紹介人・募集人にたいし、紡績会社から手数料が支払われた。『綿糸紡績職工事情』は次のように記している。

「紹介人ハ職工トナルヘキ相当ノ婦女ニツキ勧誘ヲナスナリ、(中略) 紹介人ハ一名ニ付キ工場ヨリ一円内外ノ手数料ヲ得ルノミナラス、場合ニ由ツテハ特別ノ賞与ヲ受クル……斯クテ紹介人ハ其ノ募集シタル職工ヲ会社ヨリ派出シタル募集人ニ引渡スカ、或ハ自ラ女工ヲ率イテ会社ニ赴クナリ」⁽⁷⁾

女工一人の手数料一円という金額は、この時期(一九〇一年)の紡績女工の平均賃金(日給一九・三銭⁽⁸⁾)の五分にあたり、そのほかに時によっては「賞与」が紹介人に給付された。また紹介人は、供給する紡績女工の「保証人」になることによつて、紡績会社から毎月一定の「保証料」の給付をうけるばあいが多かった。

「雇傭契約ニ就イテ職工ハ保証人ヲ立ツルコトヲ要ス、此ノ保証人ニハ規則上父兄、後見人或ハ其他ノ親族ヲ以テスルコトトナセトモ、實際ハ紹介人ナル場合多シ……或ハ工場ニ依ツテハ其処在地(募集地―注)ニ特ニ保証人ヲ定メ、凡テ該会社ニ傭入ルル処ノ職工ノ身分ヲ保証セシムルノ方法ヲ採レル処アリ……此場合ニ於テ職工ハ

保証人ニ対シテ毎月若干ノ保証料ヲ与フルモノトス、而シテ此保証料ハ工場主か月々、職工ニ与フヘキ賃銀ノ中ヨリ控除シテ之ヲ保証人ニ給スルナリ」(9)

ここに示されているように、「保証人」である紹介人への「保証料」の給付は、事実上、紹介人による紡績女工の賃金の「ピンはね」であった。また、こうした「保証人」を兼ねた紹介人は、紡績工場の近くで「指定下宿」を営む者が多かった。

「指定下宿トハ工場ノ附近ニアル下宿屋ニシテ、会社ノ承認ヲ得テ職工ヲ寄宿セシムル処ナリ、中ニハ会社所有ノ建物ヲ貸渡シ下宿業ヲ営マシムルモノアリ、此ノ指定下宿ノ主人ハ多クハ先ニ述ヘタル処ノ職工募集人（紹介人―注）ニシテ、同時ニ職工ノ身元保証人タル者トス」(10)

こうした「指定下宿」に入っている紡績女工の下宿料は、「職工自ラ主人ニ支払フニ非ラスシテ、工場主カ賃銀支払日ニ於テ其ノ払渡スヘキ賃銀ヨリ之ヲ控除シ、直チニ之レヲ主人ニ支払フヲ普通トス」(11)と記されているように、女工の賃金から差し引かれた。

以上のべたことから明らかのように、職業的に独立した周旋業者である紹介人・募集人は、女工を会社（あるいはその直轄の募集人）に直接供給するが、そのばあい「保証人」を兼ねて供給するか、あるいは「指定下宿」に収容したうえで供給するかなど、女工の供給方法にはいくつかの形態があった。

関西一六工場の紡績職工（男工をふくむ）の居住形態を調査した『綿糸紡績職工事情』によれば、一六工場の職工

総数二万七三二九人の住居は、「寄宿舍」一万七二一人（総数の三九・三％）、「指定下宿」二〇四七人（同七・五％）、「通勤者」一万二〇八人（同三七・五％）、「社宅在住者」四二六三人（同一五・七％）であり⁽¹²⁾、「指定下宿」はけっして無視できない比率を占めている。こうした「指定下宿」を経営する者についての証言は、『職事情』の「附録」にもおさめられている。ある紡績工場で働いていた男工は、一九〇一年八月次のように語っている。

「下宿屋ノ爺カ〔ガ〕職工ヲ誘拐スルト云フ談モアリマスカ〔ガ〕、会社ノ指定下宿屋ハ大概若干ノ補助ヲ得テオリマスカラ、指定下宿屋ノ爺ハ誘拐スルモノ甚ダシイデス、（中略）職工ノ雇傭契約ハ十中八、九分通りハ、職工カ知ラヌ中ニ下宿屋ノ主人、紹介人、周旋人等カ〔ガ〕スルノデアリマシテ、肝心ノ契約シタ職工ハ少シモ知ラヌト云フテヨイ位ナモノテス」⁽¹³⁾

この証言は、「指定下宿」の主人が女工を「誘拐」（人身売買的な募集―注）することが多く、その「指定下宿」の主人が女工の意思にかかわりなく、勝手に工場と雇用契約を結んでいることがたられている。

以上のべてきたことは、一九〇〇年ころの産業革命期のことであるが、第一次世界大戦後の一九二〇年代になっても、紡績女工の募集方法は基本的に変化がない。事実、二七年七、八月現在の紡績工場三四、紡績女工二万一八五二人についての調査によれば、女工の就職経路は（不詳の一六九六人をのぞく二万一五六人について）、「会社指定ノ募集人」一万三七一人（全体の六八・〇％）、「其他ノ募集人」五九八八人（同三・〇％）、会社の直接募集一八〇九人（同九・〇％）、親兄弟・親類・友人・知人などによる縁故募集三六八九人（同一八・三％）、その他三四七人（同一・七％）であり⁽¹⁴⁾、会社が指定した者を中心とする募集人によって入職した女工が七一％と圧倒的多数を占め、

会社の直接募集によって入職した女工は一割にも満たなかった。また、おなじく二七年時点での一調査報告書は、鹿児島県における大日本紡績株式会社の募集方法について、以下のように記している。

「大日本紡績鹿児島募集事務所には所長以下十四、五名の職員と百三十名の従業員が散在して居る。……職員が県下に出て直接募集する時は純直轄であるが、多くは募集従事者を使用して居るから、直轄、嘱託の折衷法であるといふのが適当である。募集従事者との関係は別に定給といふものはなく、周旋料と賞与を支給する事になつてなされて居る。故にこの場合の募集方法は……募集従事者の募集に大差ないのである」⁽¹⁵⁾

上述したことから明らかのように、二〇年代にはいっても紡績工場の多くは、女工募集を職業的に独立した紹介人・募集人に依存しており、前の時代とおなじように紹介人・募集人にたいして手数料が支払われた。さきの調査報告書は次のようにのべている。

「最近に於ては募集人が紹介料として会社より受くる金額は、女工一人に付四円といふのが大多数であつた。尚詳細に之を見れば、募集地方に会社の出張所ある場合は、出張所渡し参円乃至五円……右出張所渡しに対し本社渡しといふ事をいつて居るが、これは女工を工場迄同伴する場合である。この場合は紹介料五円乃至七円になると称せられて居る。これは女工の旅費中から一円乃至二円浮かし、前記四円に加算する結果らしい。本社渡しの場合の募集人の旅費は、女工四名以上引率引渡したる時は、往復旅費（汽車賃及弁当実費）、四名未満の場合は片道旅費を会社から支給されるのと、四名以上は往復旅費として二拾円（九州より京阪迄を標準とす）、四名未

満の場合は片道旅費拾円を支給するといふ定めと二通りある。」⁽¹⁶⁾

女工一人に付四円という金額は、当時（二六、七年）の紡績女工の賃金（日給一円一銭⁽¹⁷⁾）の四日分に相当する。ただし、「本社渡し」のばあいは、女工引率の旅費が加算されるが、引率する女工四名以上かそれ未満かで、往復か片道の旅費（実費か定額）が支給される。その旅費を節約するか過大申告するかによって、紹介人・募集人の取得する金額は手数料以上のものとなる。また紹介人・募集人は、工場へ女工を供給したことによる手数料ばかりでなく、供給した女工にたいする一種の「支配権」とでも言うべきものをもっていたようであり、女工在職中、工場主側から毎月一人につき一定の給与を受けとることができた。さきの調査報告書は、それが「人頭手当」（あるいは「人員手当」、「在場手当」、「月手当」と呼ばれていると指摘し、次のようにのべている。

「募集人が自己の募集に依つて就職せしめたる女工の在場中、一人当り三拾銭乃至五拾銭を会社より毎月支給せられるのである。例へば在場女工二百名を有するものは、一人当り四拾銭として月八拾円の収入あり……尚詳細^{なお}に之を見れば、入社翌月より一等工は四拾銭或は五拾銭、二等工は五銭下り或は拾銭下りといふ事や、在場二十名未満は二拾銭、上は十名を加ふる毎に拾銭を加算し、最高額は一円に止むといふが如き定めあり」⁽¹⁸⁾。

ここでは、供給した女工の技能等級や女工の供給数に応じて「人頭手当」の額が異なってくることが指摘されている。また、大日本紡績のばあいは「毎月募集従事者に支払ふ人頭手当は三千円余となつて居る」⁽¹⁹⁾と報告されている。紹介人・募集人に支払われるこうした「人頭手当」は、前述した一九〇〇年ころの紹介人にたいする「保証料」給付

のより発展した形態として捉えてよいであろう。

以上のべてきたように、紹介人・募集人は女工を工場へ供給・斡旋するがゆえに、その中には供給した女工とのある種の関係を利用して、女工をほかの工場へ移動させ手数料稼ぎを繰り返す者が存在した。この点について『綿糸紡績職工事情』は、「職工（紡績女工―注）ト唱フルモノノ中ニハ労働ヲ目的トセスシテ、多クハ紹介人ト共謀シ各工場ヲ転々シ、詐リテ旅費手数料ヲ貪ルコトヲ目的トスルアリ」⁽²⁰⁾とのべ、さらに、大規模な紹介人・募集人の行為を以下のように記している。

「紹介人ハ職工争奪ヲ機トシテ利ヲ図ラントスルコト最モ甚シキモノナリ、大阪ニ此種ノ所業ヲ職トナス悪漢^{すくな} 尠カラス、中ニハ某組ト称スル団体アリ、詐偽的行為ヲ以テ女工ノ紹介ヲナス、此ノ団体ノ首領ハ著名ナル賭博ノ親分ナリシカ〔ガ〕工女ノ紹介ヲ其業トナシ、或ハ甲工場ニ紹介シタル工女ヲ数日ナラスシテ乙工場ニ紹介シ、又幾許^{いくばく}モナクシテ更ニ之ヲ丙工場ニ紹介シ、由ツテ以テ手数料ヲ貪ルナリ、或ハ当初ヨリ若干ノ工女ヲ餌トシ、此工女ヲ率イテ屢々^{しばしば}工場ヲ転々シテ、以テ利ヲ図ルヲ努メタリ」⁽²¹⁾

そのうえで『綿糸紡績職工事情』は、右に記したことはけっして例外ではないとし、「此等ノ手段ハ紹介人ノ間ニ常ニ行ハルル処ノモノニシテ、強チ〔テ―注〕之ヲ以テ例外ノ場合ト見做ス能ハサルナリ」⁽²²⁾と指摘している。また、この点についての声は、『職工事情』の「附録」にもおさめられている。東京のある紡績工場で働いていたもと職工係の人物は、一九〇〇年九月次のように語っている。

「大阪ニ〇〇組ト称シ職工ノ争奪ヲ仕事トスル党類アリ、其頭ハ〇〇〇ト云フ者ニシテ元来賭博ノ親方ナリシモ、近来職工（紡績女工―注）ノ周旋ヲナシ自家ノ利益ヲ図ランガタメ職工ノ争奪ヲナスニ至レリ、此徒ハ〇〇教会に属シ、宗教的動作ヲ以テ各地ニ於テ工女ヲ募集シ、大阪各工場へ売り附ケ、一旦入レタ者ヲ再ビ引出シ、以テ其間ニ利ヲ占ム（以下略）」⁽²³⁾

以上のような紡績女工の工場への意識的な出し入れによる紹介人・募集人の手数料稼ぎは、一九二〇年代においてもみとめることができる。実際、『女工哀史』の著者細井和喜蔵は、「募集人が……関係をつけた女を方々の工場へ転々させて果ては女郎に売り飛ばしたり銘酒屋へ私娼に追いやったりした例を私だけでも十数件知っている」⁽²⁴⁾と述べている。さらに細井は、東京周辺の紡績工場では女工の募集方法に「市内募集」と「地方募集」の二つの方法があり、前者を「他工場から〔の〕誘拐」と規定し⁽²⁵⁾、次のように記している。

「S社とC社の外勤係は初手のうち犬と猿のようにいがみ合っていたが、遂に自己の利益のためにいいように妥協してしまった……。世話をし入れた女工が六カ月前後、つまり一定期間さえ勤めればとにかく二十円内外の周旋料が貰える故、これをよしとして甲の工場から乙の工場へ、乙から甲へ、さらに仲間を拵えて丁から丙へ、丙から丁へ、甲から丁へ、丁から甲へといった調子に妥協して女工の入れ替えをやり、募集人でございと済ましているのだった。そうして彼らは時ならぬ女工成金になったのであろう。自分で百人をもっていて六カ月ずつ工場を転々させれば結構いい職業になるのだから。彼らはこうして盛んに私腹を肥やす」⁽²⁶⁾

この引用文は、紡績工場の「外勤係」が工場間で女工を廻し多額の収入を得ていることを指摘している。しかし、「世話をして入れた女工」、「周旋料」、「募集人のございと済ましている」（募集人であればこうした女工の廻しが普通に行なわれていることを示唆している）といった記述からわかるように、「外勤係」は紡績工場の内部組織でもそれに属する従業員でもなかった。事実、細井は別の箇所ですべてのべている。

「一九二三年未だ無頼漢と関係のない工場は皆無だ。紡績工場には何らかの名目でゴロツキが傭ってある。（中略）無頼漢は各会社工場によって名目必ずしも一定しないが、おおむね関東では「外勤係」など（と）言い、関西では「督促」と称^{とよ}えるようである。／一例を引けば内外綿会社第一紡績工場の所在地大阪伝法には鴻池^{こうのいけ}という大親分があり、その幕下^{ぼくか}に少数の中親分があつてそれぞれ数多^{あまた}の乾分^{こぶん}をもち、丸場を筆頭に多数工場に入り込ませている」⁽²⁷⁾

以上のべたような紹介人・募集人、あるいはそれと類似した者による紡績女工の出し入れ（工場間の廻し）が一つのおおきな要因となつて、女工の移動率はきわめて高かつた。実際、一九〇〇年度の「甲会社」（男工を含む）、「乙会社」、某紡績会社兵庫支店の女工の移動率は以下のとおりである⁽²⁸⁾。「甲会社」——前年度末職工数一二四六人（A）、一九〇〇年度の退場職工数二一六二人（B）、職工移動率（B/A）一七三・五％。「乙会社」——前年度末女工数一三九三人、一九〇〇年度の退場女工数二〇二三人、女工移動率一四五・二％。某紡績会社兵庫支店——前年度末女工数四七六二人、一九〇〇年度の退場女工数五八二四人、女工移動率一二二・三％。

こうした退場女工数のうち、上記した紹介人・募集人などによる女工の出し入れ（工場間の廻し）とおもわれる

「逃走除名」数、「無届退社」数、「事故請願」数を合計すると、「甲会社」は一二三二人、「乙会社」は一九九五五人、某紡績会社兵庫支店は四八四六人であり⁽²⁹⁾、その数は上記したそれぞれの会社の退場女工数（職工数）の五六・五％、九八・六％、八三・二％におよんでいる。一方、「病氣帰休」・「病氣帰国」数と死亡者数を合わせた女工数は、「甲会社」一二五人、「乙会社」二四人、某紡績会社兵庫支店二八六人⁽³⁰⁾、その数はそれぞれの会社の退場女工数（職工数）の五・八％、一・二％、四・九％である。このようにみると、女工の中途退場者の圧倒的多数は、紹介人・募集人などによる女工の出し入れ（工場間の廻し）によるものと推察される。このことについて、『綿糸職事情』は、前述したように紹介人が女工の保証人となり、毎月女工の賃金のなかから「保証料」を受けとっている関係を描いたうえで、次のように記している。

「而シテ是ノ如クシテ雇傭ノ関係ヲ生シタル職工ノ異動ハ実ニ可驚モノアリ、通常何レノ紡績工場ニ於テモ、一年間ニ雇入レ又ハ退場スル職工ノ数ハ各工場ノ現在職工数ニ均シキカ若クハ其以上ナリ、換言スレハ各工場ノ職工ハ一ケ年毎ニ全数交迭スルナリ」⁽³¹⁾

以上のべたことを紡績女工の勤続年数から確認しよう。表5はそれを示したものである。雇用契約の実質的な主体が多くのおあい紹介人・募集人であるとはいえ、契約には雇用期間が定められており、『綿糸紡績職事情』はその期間を三年から五年としている⁽³²⁾。このことをふまえて同表をみれば、勤続年数三年未満の女工は、全体の八〇％前後を占めており、勤続年数一年未満にかぎれば、全体の五〇％近くにおよんでいる。契約期間どおり、あるいは満期後さらに就労する女工はほんの僅かであり、契約期間よりずっと早く勤続一年未満で退場・移動する女工が全体の

表5 紡績女工の勤続年数 (人・%)

| 勤続年数 | 1897年10月 | 1901年 |
|--------|-----------------|----------------|
| 6カ月未満 | } 26,470 (47.3) | 5,281 (27.3) |
| 6カ月-1年 | | 3,960 (20.5) |
| 1年-2年 | 12,872 (23.0) | 3,507 (18.1) |
| 2年-3年 | 7,462 (13.3) | 2,294 (11.9) |
| 3年-5年 | 6,786 (12.1) | 2,643 (13.7) |
| 5年以上 | 2,414 (4.3) | 1,659 (8.6) |
| 合計 | 56,004 (100.0) | 19,344 (100.0) |

資料：農商務省商工局工務課『綿糸紡績職工事情』1903年、70-71頁。

注：1897年10月は大日本紡績聯合会報告(69工場)、1901年は農商務省商工局工務課の調査(関西の16工場)

半数近くにおよんでいることがわかるであろう。

以上のべたような紡績女工の移動率の高さは、一九二〇年代においてもみとめることができる。実際、社会局職業課の調査によれば、二六年一二月末現在の紡績女工(A)は二二万三五一六人、二七年一年間に「解雇」された女工(B)は二三万八六九二人で⁽³³⁾、その移動率(B/A)は六二・一%であった。こうした被「解雇」者、中途退場者の退場理由別内訳をある紡績工場についてみると(二七年)、中途退場者総数一万一六五二人のうち「家事」都合(結婚をふくむ)五〇七〇人(総数の四三・五%)、「制裁」三三一四人(同二八・四%)、「転勤」一七二二人(同四・七%)、「疾病」一三九九人(同一二・〇%)、「死亡」一〇〇人(同〇・九%)、「外来未帰」五七人(同〇・五%)であった⁽³⁴⁾。「家事」都合による中途退場者をもっとも多いが、おなじこの調査報告書によれば、紡績女工の「就職動機」は、調査人数(無記入をのぞく)二万

八五五人の内、「家計補充のため」が一万五二四四人(全体の七二・六%)におよんでおり⁽³⁵⁾、家計を支えるために入職した女工が、早々の体^{てい}に「家事」都合で中途退場することを額面どおりに受け取ってよいのだろうか。あるいは、「家事」都合の中途退場を、募集に応ずるさいに示された宣伝情報と入職後に体験した工場生活の実態の落差からのみ説明してよいのだろうか。前述したことを考慮すれば、「家事」都合の中途退場者のなかには、それを理由とした紹介人・募集人などによる女工の出し入れ(工場間の廻し)が少なからず含まれていると考えるのが妥当であろう。

退場理由で多いのは「制裁」であるが、これは工場の就業規制に違反した懲戒処分と考えられる。各紡績工場

はその就業規則で解雇（懲戒）処分の規定をもうけている。たとえば倉敷紡績は、その就業規則で「職工左ノ各号
一^{ひとつ}該当スルトキハ解雇ス」（第八九条）とし、「無届欠勤七日ヲ超ユルトキ」と「連続欠勤三十日ヲ超ユルトキ」
の二つをあげており、さらに第九十条では「職工左ノ各号ノ一^{ひとつ}該当スルトキハ解雇スルコトアルヘシ」とし、真つ
先に「勤続ノ見込ナキトキ」をあげている⁽³⁶⁾。また東洋紡績も、その就業規則で「会社ハ雇傭期間中ト^{いえども} 雖^{ひとつ}左ノ一
ニ該当スルトキハ解雇ス」（第六〇条）とし、「出欠常常ナラスシテ業務上ニ支障ヲ生セシメタルトキ」をその一つに
あげており、また第六一条では「職工引続キ欠勤二ヶ月ニ及ヒタルトキハ雇傭契約ハ解除セラレタルモノトス……」
と規定している⁽³⁷⁾。このようにみると、解雇（懲戒）処分の規定の多くは、無届欠勤者や長期欠勤者を対象として
いる。このようにみれば、さきに記した「制裁」による中途退場者は、懲戒処分された無届・長期欠勤者をさしてい
ると考えてよいであろう。そしてこれらの処分された女工の多くは、紹介人・募集人などによる女工の出し入れ（工
場間の廻し）によるものとおもわれる。

仮に「家事」都合の半数を紹介人（募集人、募集従事者）による女工の出し入れ（工場間の廻し）と想定し、「制
裁」、「転勤」（他工場への移動）、「外来未帰」（外出したまま工場へ戻らない女工）を合計すると、中途退場者の約六
五％が紹介人・募集人などの工作によるものと推定される。「疾病」、「死亡」による中途退場者は、（そのこと自体は
たいへん深刻な問題を提起しているが）、全体の一二％である。

以上のように、二〇年代においても紡績女工の移動率は高かったが、このことはこの時期の勤続年数からも知るこ
とができる。表6は、就職年数（後述）とともにそれを示したものである。この時期の紡績女工の雇用契約期間は、
一九〇〇年ころの産業革命期とは異なり「二年ないし三年」とされている⁽³⁸⁾が（その変化の理由はよく分からない）、
この点をふまえて同表をみれば、勤続二年以下は全体の五八％におよんでおり、一九〇〇年ころよりは低下している

表7 紡績女工募集従事者の年齢構成 (1927年) (人・%)

| 年齢 | 男 | 女 |
|--------|---------------|-------------|
| 20-30歳 | 303 (8.9) | 102 (14.7) |
| 30-40歳 | 776 (22.7) | 127 (18.3) |
| 40-50歳 | 919 (26.8) | 200 (28.9) |
| 50歳以上 | 1,425 (41.6) | 264 (38.1) |
| 合計 | 3,423 (100.0) | 693 (100.0) |

資料：中央職業紹介事務局『紡績労働婦人調査』1929年2月，34頁より作成。

注：1927年7・8月調査。合計は紡績女工募集従事者男性4,558人，同女性867人のうちそれぞれ「不詳」人数を除いた数。

表6 紡績女工の勤続年数と就職年数 (1927年7・8月) (人・%)

| 年月数 | 勤続年数 | 就職年数 |
|--------|----------------|----------------|
| 6カ月以下 | 2,485 (16.8) | 1,658 (11.2) |
| 6カ月-1年 | 2,377 (16.1) | 1,599 (10.8) |
| 1年-2年 | 3,706 (25.1) | 3,167 (21.5) |
| 2年-3年 | 2,630 (17.8) | 2,818 (19.1) |
| 3年-5年 | 2,235 (15.1) | 3,167 (21.5) |
| 5年以上 | 1,321 (9.0) | 2,351 (15.9) |
| 合計 | 14,754 (100.0) | 14,760 (100.0) |

資料：中央職業紹介事務局『紡績労働婦人調査』1929年2月，49-50頁より作成。

ものの、契約期間の満期前に退場している女工の比率は依然高い。一方、「紡績女工になってからの年数」⁽³⁹⁾である就職年数をみると、三年から五年が二二%、五年以上が一六%で、就職年数三年以上の女工は全体の三八%を占めており、勤続三年以上の二四%をおおきく上回っている。このことは、満期前に退場した女工の少なからぬ部分が、紡績女工として他工場で再び就労していることを示している。紡績女工のこうした再就労が、紹介人・募集人などによる女工の出し入れ（工場間の廻し）によるものであることは間違いないであろう。

それでは次に、以上のべてきた紹介人・募集人はどのような特徴をもった人びとだったのだろうか。一九二七年時点での一調査報告書によると、「紡績女工募集従事者」の人数は五四二五人で、そのうち男性は四五五人（全体の八六・〇%）、女性は八六七人（同一一六・〇%）であった⁽⁴⁰⁾。女性の募集従事者が少なからぬウエイトを占めていることがわかる。募集従事者の年齢構成は表7のとおりで、男女とも三〇歳以上が多数を占めているが、女性では二〇歳代の比率が比較的高い。もともと、同じ調査報告書によれば、「不詳」人数を除く紡績女工二万一四四〇人のうち「未婚者」は一万九二九六人（全体の九〇・〇%）で⁽⁴¹⁾、その多数が二五歳未満であると考えれば、女性の募集従事者の年齢がいかに高かったがわかる。

「紡績女工募集従事者」の学歴構成は表8のとおりである。男性と女性とで

表8 紡績女工募集従事者の学歴構成(1927年)(人・%)

| 学 歴 | 男 | 女 |
|-----------|--------------|------------|
| 無 学 | 151 (4.3) | 107 (14.7) |
| 尋常小学校中途退学 | 354 (10.0) | 156 (21.4) |
| 同 卒業 | 1,441 (40.7) | 335 (45.9) |
| 高等小学校中途退学 | 311 (8.8) | 70 (9.6) |
| 同 卒業 | 978 (27.7) | 55 (7.5) |
| 中等学校中途退学 | 126 (3.6) | 1 (0.1) |
| 同 卒業以上 | 176 (5.0) | 6 (0.8) |
| 合 計 | 3,537(100.0) | 730(100.0) |

資料：表4に同じ。

注：表4に同じく「不詳」人数を除く。

はあきらかな違いがあり、「無学」、「尋常小学校中途退学」の低学歴層は男性で低く（一四％）、女性で高い（三六％）。反対に「高等小学校卒業」以上の高学歴層は、男性で高く（三六％）、女性で低い（八％）。募集従事者女性の学歴構成の低さは、紡績女工のそれと比較したばあいいっそうあきらかである。同じ調査報告書によれば、「不詳」人数を除く紡績女工二万一三六八人のうち、「尋常小学校中途退学以下」の低学歴層は四三二七人（全体の二〇％）で、募集従事者女性のそれよりも低く、「尋常小学校卒業」の中位学歴層は一万四六九五（全体の六九％）で募集従事者女性のそれよりも高い⁽⁴²⁾。募集従事者女性のこうした学歴構成の相対的低さの一因は、紡績女工の年齢構成の差異にもとづくものと考えられる（二〇年、三〇年以上前よりは進学率は高くなるであろう）。一方、募集従事者男性の学歴は、この時期の官民大企業労働者のそれと比較したばあいあきらかに低いことがわかる。実際、この時期の横須賀海軍工廠、三菱長崎造船所の労働者のうち低学歴層（「尋常小学校中途退学」以下）の比率は、それぞれ五％、七％である⁽⁴³⁾のたいし、募集従事者男性のそれは前記のように一四％である。また上記二企業の高学歴層（「高等小学校卒業」以上）の比率は、それぞれ五七％、三四％である⁽⁴⁴⁾のたいし、募集従事者男性のそれは前記のように三六％である。募集従事者男性の高学歴層比は、三菱長崎造船所労働者のそれとほとんど違いはないものの、横須賀海軍工廠の労働者のそれと比べると、おおきな開きがある。

それでは次に、以上のべた「紡績女工募集従事者」はどのような職業階層から生みだされたのだろうか。さきと同じ調査報告書によれば、「不詳」人数を除

た募集従事者四一八〇人の前職は（報告書のこの項目では男女の区別はない）、「農業」二二三八人（全体の五一・一％）、「工業」一〇一一人（同二四・二％）、「商業」四八六八人（同一一・六％）、「無業者」一九七人（同四・七％）、「水産業」六二一人（同二・五％）、その他の職業二八六八人（六・八％）である⁽⁴⁵⁾。募集従事者の前職は「農業」がもっとも多く、その半数を占め、これに「工業」（その具体的な職業内容はわからない）、「商業」とつづくが、この三つで募集従事者の前職の八七％を占めている。また、「無業者」が少なからぬ比率を占めていることも注目される。こうした募集従事者の前職について、別の調査報告書は次のように記している。

「（募集従事者の職業―引用者）これは前職といふべき所かも知れないが、実際募集従事者を訪問して見ると何かをやつて居るから、それに就て述べれば、農業、漁夫、小売商人といふのが最も多い。……会社直接募集の出張員は他府県から入込んで来る募集員であつて夫れが専業であるが、此処では囑託募集に依るものを主として掲げたい。農家、漁夫、小売商人を本業とするか、女工募集を本業とするかといふ事は個々に就て見なければ困難であるが、実査した所に依ると……農家であると称して居ても、ほんの申訳的に近所の畑を耕すのみや、漁業も荒骨を折らない程度のものといふのが多い。酒小売、たばこ、文房具、駄菓子といふ風な店をやつて居るのも可なり見受けた。就中酒商といふのは比較的多かつた。是等を見て、一旦女工募集従事者となり手数料を手にする様になれば、労作に従事す氣になれないのではないかと思はしめるのである」⁽⁴⁶⁾。

ここでは、募集従事者の職業は、外見上は兼業というかたちをとっているものの、実際は専業化しており、外見上の兼業（＝前職）では農業、漁業、小売業が多いことが指摘されている。

表9 紡績女工募集従事者の資産額
(1927年) (人・%)

| 資産額 | 男 | 女 |
|--------------|--------------|------------|
| 無資産 | 845 (26.5) | 324 (52.2) |
| 500-1,000 | 1,074 (33.7) | 173 (27.9) |
| 1,000-2,000 | 621 (19.5) | 81 (13.0) |
| 2,000-4,000 | 337 (10.6) | 36 (5.8) |
| 4,000-10,000 | 206 (6.5) | 7 (1.1) |
| 10,000以上 | 103 (3.2) | — (—) |
| 合計 | 3,186(100.0) | 621(100.0) |

資料：表4に同じ。

注：表4に同じに同じく「不詳」人数を除く。
資産額の区分は資料のとおり。

それでは、これら「紡績女工募集従事者」は、どのような経済的階層に属する人々だったのだろうか。これを資産額で示したものが表9である。男性募集従事者の資産額が女性募集従事者のそれよりおおきいことは一見してあきらかであるが、まず男性募集従事者の資産額をみると、資産がない者はほぼ四人に一人で、三人は資産があるが、資産額五〇〇円から一〇〇〇円の者は三四%、一〇〇〇円から二〇〇〇円の者は二〇%、二〇〇〇円以上の者も二〇%である。一方、女性募集従事者の資産額は、資産がない者はほぼ二人に一人で、資産額五〇〇円から一〇〇〇円の者は二八%、一〇〇〇円以上の者は二〇%である。

募集従事者の以上のような資産額を社会的に位置づけるために、この時期の二つの調査報告書を検討することにした。一つは農林省農務局『農家経済調査(大正十四年度)』、もう一つは内閣統計局『家計調査報告 自大正十五年九月至昭和二年八月』(第二卷)である。前者は二五年二月から二六年一月までの一年間の自作農六六戸、自小作農六九戸、小作農五二戸(計一八七戸)にかんする調査であるが、その「農用土地面積」(耕作面積と考えられる)はそれぞれ平均で、自作農三二・六反、自小作農二〇・四反、小作農一六・八反(全体平均二三・四反)であり、したがってこの調査は上層農家についての調査であると考えてよい。これによれば、前記一年間の「農業所得(農業総収入から農業総経費を差し引いた額)はそれぞれ平均で、自作農一三九六円、自小作農一二三六円、小作農九六六円(全体平均一二一七円)である(47)。一方、後者の『家計調査報告』(第二卷)は、二六年九月から二七年八月までの一年間の給料生活者・労働者四七八五世帯にかんする調査である。この調査は二六年九月の収入(月

収)階級別世帯数を表示しているが、その中央値は八〇円以上一〇〇円未満である(一二六八世帯、調査世帯総数の二六・五%)。その点をふまえたうえで、六〇円未満の四六四世帯(調査世帯総数の九・七%)と二〇〇円以上の一七七世帯(同二・四%)を除外し、二〇円刻みで表示された収入の中間の収入を採り(八〇円以上一〇〇円未満のばあいは九〇円)、それぞれの世帯数を掛けて合わせて平均化すると、二六年九月の給料生活者・労働者の平均収入は一〇三円となる⁽⁴⁸⁾。これを年収に換算すれば一二三六円である。

以上の点をふまえて、さきの「紡績女工募集従事者」の資産額をふり返ると、男性募集従事者のそれは、ほぼその六〇%〔「無資産」をふくむ〕が上層農家の年間農業所得や給料生活者・労働者の平均年収に及ばないものの、二〇%はそれに相当する資産、さらに二〇%はその二倍から一〇倍の額の資産を有していることがわかる。一方、女性募集従事者のそれは、ほぼその八〇%〔「無資産」を含む〕が上層農家の年間農業所得や給料生活者・労働者の平均年収に及ばないものの、二〇%はそれに相当する、あるいはそれ以上の資産を有していることがわかる。もともと、当時の女性の経済的地位を考えれば、女性募集従事者のほぼ半数が五〇〇円以上の資産を有していることの方が強調されなければならないであろう。このようにみると、男性・女性とも「紡績女工募集従事者」は比較的高い経済的階層に属していた。「募集従事者は或は家を作り、比較的ゼイ沢をして居る」⁽⁴⁹⁾という観察は、じゅうぶん首肯することができるであろう。

以上、紡績女工の募集方法について調べてきたが、史料的には、製糸女工の募集方法の実態よりも、工場から独立した紹介人・募集人による間接募集の実態がよりいっそう明確になった。それでは、これまでの研究は紡績女工の募集方法についてどのように記述してきたのであろうか。

まず、日本紡績業史研究の画期的な著作である高村直昭氏の研究⁽⁵⁰⁾は、どうのべているのであろうか。同氏は、

一八九七年から一九〇〇年の時期を「紡績資本の確立期」と捉え⁽⁵¹⁾、この時期に女工の遠隔地募集が一般化したし、こののべている。「遠隔地募集の方法としては、地元、の紹介人、に依頼する場合と社員を派遣する場合とがあったが、後者の場合にも地元、と特別の關係がなければやはり紹介人に依存していた」⁽⁵²⁾（傍点引用者、以下同じ）。この記述は、本論で引用した『綿糸紡績職工事情』の記述を念頭においたものとおもわれる。しかし、氏がここでいう「紹介人」とは地元において紡績企業の募集活動をたんに手助けするものとしてとらえられており、細井和喜蔵がいう「囑託募集」の担い手（募集人）としてはとらえられていない。したがって、女工の移動についても、それは低賃金や昼夜業など苛酷な労働条件に対する女工の抵抗としてのみとらえられており、移動（逃亡）を使喚する紹介人・募集人の存在は、氏の研究にはまったく視野にはいっていない。氏はこののべている。「低賃金や昼夜業に代表される苛酷な労働条件に対して、労働者は『逃亡』をもつて応えた。労働者の団結・争議が厳しく規制されている条件の下では、さまざまな『拘禁』を冒して工場を脱出することが、労働者にとってほとんど唯一の現実的対抗策なのであった。退社あるいは『逃亡』した労働者は、他の紡績会社に再就職したり、他の業種に流れ込んだりした」⁽⁵³⁾。この文章で問題なのは、みずから勤めている紡績会社の「苛酷な労働条件」に抵抗して逃亡した女工は、なぜ「他の紡績会社に再就職したのか（本論でのべたように女工の移動・逃亡は繰り返されている）、女工は「苛酷」でない労働条件をもった夢の紡績企業を求めて何度も逃亡を繰り返したのか、この点がまったく説明されていないことである。もう一つは、上記の文章にある「他の業種」とは、注記によれば「下女・娼婦」であり⁽⁵⁴⁾、逃亡した女工が、みずからの主体的な判断で「下女・娼婦」になったとは到底考えられないことである。氏の議論では、紹介人は女工出身地の地元にいるので、こうした女工の逃亡・移動に関与できなかったと想定することはある意味では当然のことであるが、「地元にいる」という前提を取り払えば、女工のこうした逃亡・移動に関与する紹介人の姿は、もっと具体的に見えてきた

のではないだろうか。

中村政則氏の本⁽⁵⁵⁾も、紡績女工の募集方法について記述しているが、製糸女工のそれとは一面で同じで、他面ではまったく対照的なことをのべている。同氏は、本論でもとりあげた細井和喜蔵『女工哀史』における女工募集方法の三つの時期を紹介し、それを前提として、まず「第二期」（日清戦争後から日露戦争の一九〇四、五年ころまで）について次のようにのべている。「この時期は紡績業が日本の産業革命を主導し……女工募集合戦は激烈となり、女工のなかには『色魔男工』の誘惑にひっかかって身をもちくずす者がでるしまつであった」⁽⁵⁶⁾。ここで氏は、募集に従事した企業側の「男工」の悪質さを指摘しているが、そのことは逆に言えば、「第二期」の募集方法は、企業側の直接募集であったことを氏はかたっている。また「第三期」（前記）については、こうのべている。「第二期のひたすら嘘八百をならべたてた誘拐的募集方法がさまざまの弊害を生んだことへの反省として、大紡績などは募集方法にいくらかの改善を加え……」⁽⁵⁷⁾。ここで氏は、企業側の直接募集という認識を前提としつつ、「第二期」と「第三期」との違いは、募集方法が「悪質なもの」から「いくらか改善されたもの」へと変化したことにあるとしている。しかし、本論でのべたように、細井は「第三期」以降、直接募集とは別に、「『募集人』という職業者に委せ」た「囑託募集」が始まったとしており、意図的かどうかの判断は敢てのべないが、読めばすぐにわかる細井のこの記述を氏は完全に無視している。総じて言えば、細井『女工哀史』に依拠する部分では、氏は製糸女工の募集方法についての議論とおなじように、企業側の直接募集を指摘している。

しかし、そのすぐ後の「詐欺的な女工募集」という見出しの欄になると、氏の議論は一変する。一八九七年前後（細井のいう「第二期」の初期）に女工の遠隔地募集が一般化することを指摘したうえで、氏は次のようにのべている。「女工の募集は、主として各地に住む専門の紹介人または会社に属する募集人の手をつうじておこなわれた。そ

の募集方法はきわめて詐欺的・誘拐的であった⁽⁵⁸⁾。ここではじめて氏は、企業側の直接募集のほか「各地に住む専業の紹介人」による募集の存在をみとめている。そして、「紹介人は自分のあつめた女工を出張社員にわたすが、直接に工場へ送りどけると、一人につき一円内外の手数料と、ときによっては特別の賞与をもらうことができた⁽⁵⁹⁾」と、正しいことを記している。しかしここで重要なことは、この「紹介人」が上記のことからすでに明らかのように、女工募集地に住む地元的存在であることである。事実、氏は、『紹介人は職工生活の楽しいことばかり説明し、苦しいことはいっさい伏せて娘たちの歡心をかおうとした⁽⁶⁰⁾』ものの、実際に工場にはいった「女工たちは、話がちがうといって紹介人を責めようにも、紹介人は各地へ帰つてしまつてゐる⁽⁶¹⁾」とのべている。しかし氏は同時に、工場間の女工の争奪が激しくなるとともに、「女工のなかにもこの工場主の争奪戦に乗り、しばしば逃亡して他工場に偽名で雇われたり、紹介人と共謀して各工場を転々と動きまわつて旅費・手数料などをせしめる者もあつた⁽⁶²⁾」と記している。地元に戻つてしまつた「紹介人」が、なぜ女工をして都市部の紡績諸工場を転々とさせることができたのか、この点について氏はまったく合理的な説明をしていない。つまり、氏においては「紹介人」の実態がかならずしも十分にとられていないと言わざるをえない。

そしてこのことは、女工の逃亡の段になると、いっそう明瞭になる。すなわち氏は明治三〇〜四〇年代の女工の退社率がきわめて高かつたことを指摘したうえで、「彼女らは貯金の没収、身のまわり品の置き捨てなど、経済上の不利益と身体上の危険をおかしてまでも、工場脱出をたえずくりかえしていた⁽⁶³⁾」とのべている。ここでは、先にみた高村氏の議論とおなじように、女工の退社は紡績工場の苛酷な労働条件からの解放、身を挺した逃亡としてとらえられている。そうであれば、中村氏にとって女工の移動は「紹介人」との「共謀」による移動と、過酷な労働条件からの解放としての逃亡という二つのパターンが存在することになる。これは歴史の実態を正しく把握したものであろう

か。しかし氏が、女工の移動を後者の逃亡に力点をおいていることは確かである。事実、氏は岡実『工場法論』（一九一二年）のなかの「出稼女工の帰郷原因」の表を掲出し⁽⁶⁴⁾、「女工の帰郷原因をみると……疫病などをふくめ、労働にたえられないという者が全体の二九パーセントで、家事のつごうによる者とおなじ比率をしめしている。結婚を理由に帰郷した者は六パーセントにすぎない」⁽⁶⁵⁾と記している。しかし同表を正確に分析すると、帰郷原因としての「労働内容」（「労働にたえられない」）は全体の五％で「結婚」（六％）より低く、また「解雇」が全体の一五％で原因の三位に位置していることが注目される。女工不足で女工の争奪をくりかえしている紡績企業がみずからの女工を「解雇」ということは、どういうことであろうか。本論での議論をふまえれば、紹介人・募集人を介した他工場への移動の結果、「解雇」処分にしたと解するのが妥当であろう。また「家事のつごう」もたしかに二九％で原因の第一位であるが、そもそも家計を補充するために出稼ぎに来た女工が、「家事のつごう」で早々の体で帰郷することを額面どおりに受けとってよいのであろうか。家計の補充の一つに結婚するための資金を稼ぐこともあげられるとおもうが、「結婚」を理由とした女工の帰郷も、何の迷いもなくそのまま理解してよいのであろうか。このように考えると、同表から苛酷な労働条件からの解放としての逃亡（「帰郷」）は僅かしかよみとることはできない。

上述のことは、ひとえに氏が紹介人の実態を十分にとらえきれていないことによる。しかし、専業の紹介人による間接募集に氏が言及したことは事実である。そうであれば、おなじ出稼女工でありながら製糸女工の募集方法と紡績女工のそれとの違いはどのような事情にもとづくのか、合理的な説明が必要だった。

岡本幸雄氏の研究⁽⁶⁶⁾は、「紡績労働力調達機構」について論じている。そしてそれは遠隔地募集の「本格的開始」（氏はそれを一九〇〇年恐慌後にもとめている）以降形成され確立したとし、次のようにのべている。「この募集（遠隔地募集―引用者注）は主にいわゆる募集人を先端とする、紡績労働力調達機構の確立によって果されていったのであ

る。こうした募集人による調達は明治、大正、昭和（戦前）と変わることなく行われた点に、わが国紡績労働力調達管理の特徴がある。そして在地募集人と紡績企業との連繋あるいは特定地域に対する間断なき募集の継続は、やがて紡績労働力の募集地盤・募集圏なるものが形成されていったのである。それは時期的には明治三〇年代前半においてすでに形成され、同四十年代頃（細井のいう「第三期」―引用者注）にほぼ確立された⁽⁶⁷⁾。この文章の傍点を付したところから既に明らかのように、「紡績労働力調達機構」の末端を担う「募集人」は募集地に居住し、紡績企業から相対的に独立した存在であった。「かくして、各紡績企業の労働力調達機構の第一線に常設紹介人（いわゆる「募集人」）を配して紡績労働市場の開拓、確保を可能ならしむるに至った⁽⁶⁸⁾。氏がこのように「募集人」の役割を強調するのは、以下のような認識があるからだとおもわれる。「家計補助的出稼労働と言っても、家父長制的家族制度のもとにある家族労働、特に婦女子が労働者として初めから労働市場に立ち現われているものではない。これら極めて潜在的な労働力を顕在化せしめて行ったのが……紡績企業と結ぶ募集人たちであった⁽⁶⁹⁾。

以上のように氏の研究においては、紡績業における女工の募集は、企業から相対的に独立した募集人に依存していたことが強調されている。この認識は正しい。しかし、その募集人を女工募集地に居住する存在（募集人の在地性）としてのみとらえている点は、氏の研究においてはまったく実証されていない。したがって、氏の研究においては女工の「調達」の面だけが強調され、女工の移動（それとのかかわりでの募集人の存在）については、ほとんど関心が払われていない。もう一つ指摘しておきたい点は、「紡績業においては終始一貫して募集人による独自の職工募集力を注いでできたことがわが国紡績労働力調達管理における特徴と言える⁽⁷⁰⁾」とのべていることから明らかのように、募集人による女工の募集は紡績業固有の募集方法だとしていることである。製糸業における女工募集方法を検討してきた筆者の立場からすれば、これは誤りと言わざるをえない。氏が、労働市場の自律的な需給メカニズムを否定して、

潜在的な労働力を顕在化させる具体的な役割を担った募集人に言及したことは、十分首肯できる。しかし、「家父長的家族制度」のもとで潜在化していた労働力（農村の婦女子）は、績業女工になるべき労働力だけではあるまい。

注

- (1) 農商務省商工局工務課『綿糸紡績職工事情』一九〇三年、五一頁。
- (2) 細井和喜蔵『女工哀史』一九二五年、改造社（岩波文庫、一九五四年）、六七頁。
- (3) 江戸時代に始まる雇い人の周旋業。慶庵業とも記される。
- (4) 前掲『綿糸紡績職工事情』五五頁。
- (5) 農商務省商工局工務課『職工事情』一九〇三年、「附録二」二八四―二八五頁。
- (6) 同上、二八六頁。
- (7) 前掲『綿糸紡績職工事情』五四頁。
- (8) 同上書、七六頁。
- (9) 同上書、六六頁。
- (10) 同上書、一三九―一四〇頁。
- (11) 同上書、一四〇頁。
- (12) 同上書、一三九頁。
- (13) 前掲『職工事情』「附録二」二五三―二五四頁。
- (14) 中央職業紹介事務局『紡績労働婦人調査』一九二九年二月、二九頁。

- (15) 福岡地方職業紹介事務局『出稼女工に関する調査』一九二八年、四三頁。
- (16) 同上書、三八―三九頁。
- (17) 労働運動史料委員会『日本労働運動史料』第一〇巻、統計篇、二七二頁。
- (18) 前掲、福岡地方職業紹介事務局『出稼女工に関する調査』三九頁。
- (19) 同上書、四三頁。
- (20) 前掲『綿糸紡績職工事情』五四頁。
- (21) 同上書、五五頁。
- (22) 同上書、五五頁。
- (23) 前掲『職工事情』「附録二」一六四―一六五頁。この引用文中の「〇〇教会」の丸々は筆者の判断で消去したものである。この宗教団体は、当時の政府による取締りや新聞などによる批判・攻撃の対象となっており、宗教名の真偽のほどがわからないと判断したからである。
- (24) 前掲、細井『女工哀史』六九頁。
- (25) 同上書、六九頁。
- (26) 同上書、二六八―二六九頁。
- (27) 同上書、二六八―二六九頁。
- (28) 前掲『綿糸紡績職工事情』六七―七〇頁。
- (29) 同上書、六七―七〇頁。
- (30) 同上書、六七―七〇頁。
- (31) 同上書、六六頁。
- (32) 同上書、六五頁。
- (33) 前掲、中央職業紹介事務局『紡績労働婦人調査』四八頁。

- (34) 同上書、六〇頁。
- (35) 同上書、二五頁。
- (36) 同上書、五六頁。
- (37) 同上書、五七―五八頁。
- (38) 前掲、福岡地方職業紹介事務局『出稼女工に関する調査』四七頁。
- (39) 前掲、中央職業紹介事務局『紡績労働婦人調査』五〇頁。
- (40) 同上書、三三頁。
- (41) 同上書、一五頁。
- (42) 同上書、一七頁。
- (43) 三菱長崎造船所『年報』一九二四年下、横須賀海軍工廠『労働統計』一九二四年一月（大原社会問題研究所所蔵）より算出。
- (44) 同上史料より算出。
- (45) 前掲、中央職業紹介事務局『紡績労働婦人調査』三四頁。
- (46) 前掲、福岡地方職業紹介事務局『出稼女工に関する調査』三六頁。
- (47) 農林省農務局『農家経済調査（大正十四年度）一九二七年二月、三一頁。
- (48) 内閣統計局『家計調査報告 自大正十五年九月至昭和二年八月』第二卷、一九二九年六月、一四―一五頁より算出。
- (49) 前掲、福岡地方職業紹介事務局『出稼女工に関する調査』五一頁。
- (50) 高村直昭『日本紡績業史序説』上、塙書房、一九七一年。
- (51) 同上書、二四六頁。
- (52) 同上書、三〇三頁。
- (53) 同上書、三一〇頁。
- (54) 同上書、三一三頁。

- (55) 前掲、中村政則『労働者と農民』。
- (56) 同上書、一九三頁。
- (57) 同上書、一九四頁。
- (58) 同上書、一九八頁。
- (59) 同上書、一九九頁。
- (60) 同上書、一九八頁。
- (61) 同上書、一九九頁。
- (62) 同上書、二〇三頁。
- (63) 同上書、二〇七頁。
- (64) 同上書、二一三頁。
- (65) 同上書、二一三頁。
- (66) 岡本幸雄『明治期紡績労働関係史——日本的雇用・劳使関係形成への接近——』九州大学出版会、一九九三年。
- (67) 同上書、三一―四頁。
- (68) 同上書、二三頁。
- (69) 同上書、一四頁。
- (70) 同上書、七一頁。

三 織物業

織物業（絹織物業、綿織物業）の女性労働者（織物女工、以下このように記す）の募集方法について、基本的文献である農商務省商工局工務課『織物職工事情』（一九〇三年）は、これまでみてきた製糸女工・紡績女工の募集方法とおなじように、次のように記している。

「工女募集方法ニ就テハ各工場ヨリ特ニ募集員ヲ派出スル所アリ、或ハ紹介人ヲ用ヒテ雇入ル、所アリ、此ノ二方法ハ他府県若ハ県下遠隔ノ地ヨリ工女ヲ募集スル方法ナリトス」(1)、「工女トナル者ハ遠国ノ者多キヲ以テ、其募集ニ就テモ彼ノ紹介人ヲ用ユルカ又ハ直接人ヲ地方ニ派シテ工女ヲ募集スルナリ、然レトモ……従前ハ総テ紹介人即チ慶（「桂」に同じ）引用者注）庵ノ手ヲ経テ職工徒弟ヲ募集セシモノナルモ、紹介人ハ工場主ト職工ノ間ニ介立スルヲ以テ、募集地ニ至リ其地ノ周旋人ニ依頼シ、或ハ相当婦女ノ出入スル駄菓子屋等ヲ利用シ（募集する―引用者）(2)。

ここでは、織物工場が遠方で女工を募集するばあい、「紹介人」を利用するばあいと、工場の職員である「募集員」を直接派遣するばあいの二通りがあること、「紹介人」とは慶（桂）庵業を営む者であり、「紹介人」は募集地でその地の周旋業者や駄菓子屋などを利用して女工を募集することが指摘されている。「紹介人」の募集に応じた女工の父兄は以下のような契約証を「紹介人」に差し出すばあいがあった。

「身元引請依頼契約証」

今般拙者何男何某機業伝習トシテ雇入ニ差出シ、身元引請ノ儀ヲ及依頼候処確實也、然ル上ハ左ノ条項ヲ契約仕候

- 一、傭主雇人間ノ契約ハ総テ貴殿へ委任候事
- 一、本人身分ニ付他ヨリ故障等毫モ無之候事
- 一、前雇主ヨリ解雇相成タル時ハ、他人へ住替為致候共、後日異議無之候事
- 一、被雇中本人逃亡又ハ事故不勤致候節ハ、前借及諸費等雇主ヨリ請求ノ金額ハ拙者ニ於テ負担スヘキハ勿論ノ事

右依頼契約候上ハ、本人身分ニ付如何ナル事故有之哉又ハ前数項ニ違反スルニ於テハ、拙者固ヨリ加判ノ者ニ於テ連帯責任ヲ以テ負担シ、貴殿へ対シ毫モ損害等相掛ケ間敷候為、後日以連署差入置候、契約証書依テ如件

年月日

何郡何町何番地

実父兄 何某 印

本人 何某 印

保証人 何某 印

紹介人又ハ口入業者何某殿

〔3〕

この契約証は、募集に応じた女工の身元をすべて「紹介人」（あるいは口入業者）が引き受け、織物工場主との雇用契約も「紹介人」（あるいは口入業者）にすべて委任すること、雇用契約を結んだ織物工場が当該女工を「解雇」したばあい、その女工をほかの工場へ移動させても異議を申し立てないことを誓約している。これは事実上、父兄・保証人同意のもとでの「紹介人」（あるいは口入業者）への女工の「身売り」契約である。

こうした「紹介人」（口入業者）の声は、『職工事情』の「附録」にもおさめられている。一九〇二年一月足利町のある口入業者は、次のように語っている。

「私ノ内ハ近国近郡カラ工女ヲ募集シマス、遠国ニ募集ヘ出掛ケルコトハ年ニ一度位シカアリマセン、ソレモ特ニ機屋（織物業者―引用者注）カラ富山県トカ新潟県トカ云フテ頼マレマシタ時ニハ格別デアリマス、自宅（口入業者の家―引用者注）カラ世話シテ奉公サシテ居ル工女ハ当町ニモ沢山アリマス」⁽⁴⁾

以上のべたような「紹介人」（口入業者）は、さきの「身売り」契約がものがたるように、人間的倫理性において問題がある人物が多かった。『織物職工事情』は、ここのべている。

「紹介人ノ弊害ハ桐生足利、埼玉機業地ニ於テ屢々聞知スル所ナリ、同地方ニハ職工周旋ヲ業トスル口入屋十数軒アルモ漸次其数ヲ減セントスルノ傾向アリ、何レノ紹介人モ皆不良ニアラサルモ、彼等ノ多クハ自己ノ利ヲノミ計リ毫モ徳義心ナク、工女募集ニ当リテモ不正ノ手段ヲ弄シ、工女ノ前借金モ實際工場主ヨリ受取ル所ノ幾分

ヲ与フルニ過キス、其他種々ノ名目ヲ付ケ工場主及ヒ工女ヨリ、手数料ヲ取り自己ノ懐ヲ肥ヤシ……紹介人即チ周旋屋ノ弊風ニ就テハ此他各機業地到ル処ニ於テ此ヲ聞知セリ」(5)

織物女工のこうした「紹介人」の多くは、さきの「身元引請依頼契約証」がものがたるように、女工の出し入れ(工場間の廻し)によって手数料を幾度も稼いでいた。『織物職事情』は、こののべている。

「紹介人ハ……復モ甘言ヲ以テ他ノ機屋ノ評判善キコトヲ話シ、之(女工―引用者注)ヲ誘拐シ、一地方ノ工女ヲ他地方ノ機屋ニ移シ、其度毎ニ工女ヨリ一円以内機屋ヨリハ一円位ノ手数料ヲ取り、以テ自己ノ所得トスルナリ」(6)、「各機業地ニ於ケル一般紹介人ノ弊害ト認ムヘキハ、紹介人募集ノ依頼ヲ受クルヤ応募者欠乏スルトキハ、他人カ己ニ契約セル職工ハ……勿論、先ニ自己カ紹介セシ職工ヲシテ他ニ転セシメ、或ハ自己ノ利益ノ為メ種々ノ甘言ヲ以テ己ニ契約アル職工若クハ其父兄ヲ教唆シ、契約主ニ意外ノ苦情ヲ申立テ解雇ヲ強請シテ他家(機屋―引用者注)ニ転セシムガ如キ事例、枚挙ニ遑アラス」(7)

以上のこの具体事例として『織物職事情』は、桐生・足利地方(絹織物業・絹綿交織物業地帯)と八王子地方(綿織物業地帯)について以下のように記している。

「雇人(女工―注)証文書換ノ事多キ丈紹介人ノ利益ナルヲ以テ、工女ヲシテ可成長期ノ年期契約ヲ避ケシメ、或ハ父兄ノ病氣ナリト詐称シ、工場主ヲシテ契約年期中ノ工女ヲ解僱セシメ、若ハ甲工場ノ前借金ヲ踏倒シテ之

ヲ乙工場ニ転セシメ、以テ其間手数料ヲ貪ルカ如キ不正行為すくな「尠カラス」⁽⁸⁾(桐生・足利地方)、「八王子地方ニ於テハ工女雇入ノ際仮リニ五ヶ年ト契約スルモ、紹介人ハ自己ノ利益ノ為メ尚二ヶ年ノ契約年限存スルニ拘ハラス、甲雇主ニ対シ破約ノ申込ヲ為サシメ、乙雇主ニ向ヒ高級〔給〕ヲ以テ更ニ契約セシメントシ、其ノ目的ヲ達スルノ手段トシテ、甲雇主ニ向ツテハ疾病事故ノ為ト称シ不勤セシメ之ヲ乙雇主ニ転セシメ、其間不正ノ利益ヲ得ル……」⁽⁹⁾(八王子地方)。

以上のべたような「紹介人」の行動(手数料稼ぎ)によって、織物女工の移動も激しかった。織物女工の雇用「契約」には「年期制度」を設けている機業地(西陳、桐生・足利、八王子など)とそうでない機業地(米沢など)とがあつたが⁽¹⁰⁾、一般に「工場組織ノ工場ニ在テハ……契約年限ハ三ヶ年乃至五ヶ年ヲ普通トシ、五ヶ年以上ノ長期ヲ契約スルモノ少ナシ、最モ多数ヲ占ムルハ三ヶ年契約ナリトス」⁽¹¹⁾と報告されている。そのことをふまえたうえで、福井地方(絹織物業)、八王子地方、丹後地方(縮緬織物業)、愛知県中島郡地方(綿織物業)の四つの機業地七八四四工場の職工(男工も一部含まれているものとおもわれる)三万四一一人の勤続年数(一九〇一年現在)をみると、勤続「六カ月未満」六五八二人(全体の一・九・三%)、「六カ月以上一年未満」九八三九人(同二・八・八%)、「一年以上二年未満」九四六四人(同二・七・七%)、「二年以上三年未満」四二九二人(同二・六・六%)、「三年以上五年未満」二四九一人(同七・三・三%)、「五年以上」一四四七人(同四・二・二%)である⁽¹²⁾。契約期間どおりかそれ以上の期間勤続している職工は、全体のわずか一・五%であり、圧倒的多数の職工は満期前に工場を退ざっている。また、全体の職工のほぼ半数が一年以上勤続することなく、工場を退場している。『織物職事情』が「(女工は―引用者注)皆異動ノ頻繁ナルモノニシテ、工場主ニ純然タル職工ナク皆伝習職工(見習・養成工―引用者注)ナリト嘆カシム、蓋

シ強^{あなが}チ誇大ノ言ニアラサルナリ」⁽¹³⁾と記していることは正鵠を得た観察といえるであろう。そしてこうした女工移動の激しさの一つのおおきな要因が、「紹介人」の行動（女工の出し入れによる手数料稼ぎ）にあることは間違いない。以上、一九〇〇年ころの産業革命期における織物女工の募集方法についてのべてきたが、第一次世界大戦後（一九二〇年代）における募集方法（変化したのか否か）については、管見の範囲では史料が存在せず、確かなことは言えない。しかし、製糸女工、紡績女工について前述したことを考慮すれば、この時期においても、「紹介人」とその独特の募集行為がつづいていたと推察することは十分可能であろう。

以上、織物女工の募集方法についてのべてきたが、織物女工もまたその募集は、製糸女工、紡績女工の募集方法とおなじように、経営者から独立した紹介人・募集人に依存していたことを知った。それでは、これまでの研究はこの点についてどのようにのべてきたのであろうか。結論を先取りして言えば、これまでの織物業史の研究の多くは、農村織物業を対象としており、織物女工の募集方法についてはほとんど言及する必要がなかった。たとえば、神立春樹氏の研究⁽¹⁴⁾は、福井機業発展の典型地である坂井郡春江村の「機業労働者」を分析した箇所、明治三〇年代の手工業生産から大正期の本格的な機械制生産へと転換する過程における労働力構成の変化と、「周辺農村からの移住者」⁽¹⁵⁾について言及している。

また谷本雅之氏の研究⁽¹⁶⁾も、明治中期の「家内工業」として一つの「家」の織物生産者を取りあげた箇所、⁽¹⁷⁾「雇用労働力」は「織物業が集中する自村や近隣農村からは縁故関係」⁽¹⁷⁾で採用されたことを指摘している。

これに対して、産地織物業を対象にした阿部武司氏の研究⁽¹⁸⁾は、大量の力織機をもち経営規模を急激に拡大した「産地大経営」の帯谷^{おびたに}商店（泉南に位置する）を分析している点で上記二者の研究とは異なる。ただ女工の募集につ

いては、以下のように簡単にふれられているにすぎない。「帯谷はすでに大正期に寄宿舎を作り、募集人を介して和歌山県箕島みのしまなどの女工を多数雇用していたが、一九三二年頃から遠隔地募集を大々的に行うようになり、徳島、愛媛、三重、やや遅れて高知などの諸県から多数の女工を採用した」⁽¹⁹⁾。ここでは、「募集人を介して」と重要なことが記されているが、氏の研究においてはその具体的な内容が考察されていない。

注

- (1) 農商務省商工局工務課『織物職工事情』一九〇三年、二四四頁。
- (2) 同上書、二四五頁。
- (3) 同上書、二四八―二四九頁。
- (4) 農商務省商工局工務課『職工事情』一九〇三年、「附録二」三二五―三二六頁。
- (5) 前掲『織物職工事情』二四六頁。
- (6) 同上書、二四五頁。
- (7) 同上書、二四八頁。
- (8) 同上書、二四八頁。
- (9) 同上書、二四八頁。
- (10) 同上書、二六五―二六六頁。
- (11) 同上書、二六六頁。
- (12) 同上書、二六七頁より算出。

- (13) 同上書、二六六頁。
- (14) 神立春樹『明治期農村織物業の展開』東京大学出版会、一九七四年。
- (15) 同上書、二六五頁。
- (16) 谷本雅之『日本における在来的経済発展と織物業』名古屋大学出版会、一九九八年。
- (17) 同上書、四四一頁。
- (18) 阿部武司『日本における産地綿織物業の展開』東京大学出版会、一九八九年。
- (19) 同上書、一七二―一七三頁。

四 道府県「労働者募集取締規則」の制定

これまでのべてきたことから明らかのように、一九〇〇年前後から二〇年代にかけて繊維工業（製糸業、紡績業、織物業）の女性労働者（女工）の募集の多くは、工場主（雇主）から独立した紹介人・募集人によく依存していた。そうした紹介人・募集人による女工の募集は、既述のようにさまざまな弊害をもたらしたが、その弊害を取り除くために、各道府県は一九〇〇年前後から一〇年代半ばころにかけてさまざまな「労働者募集取締規則」を道府県令として制定した。それを示したものが表10である。以下これらの諸規則を分析し考察するが、結論の一つを先どりするかたちであらかじめのべておけば、これらの諸規則それ自体が、雇主側から独立した紹介人・募集人の全国規模での広範な存在をものがたっている。

そこでまず第一に指摘しておきたい点は、女工をはじめとする職工や労働者を募集する雇主側から独立した紹介

人・募集人に対し、さまざま名称が付されていたことである。まずは文字どおり「紹介人」である。「各種製造場ノ職工タラントスル者ノ口入周旋ヲ業トスル者ヲ紹介人トス」⁽¹⁾ (①兵庫、一八九六年、第一〇条——表10の番号、制定道府県、制定年、規則の箇条、以下同じ)。「本則ハ紡績、製糸、燐寸^{マツチ}、織布ノ工場主及職工並ニ紹介人ニ適用ス」⁽²⁾ (⑨奈良、九九年、第一条)。「紹介人」と並んで「紹介営業」という名称もちいられている。たとえば、「職工又ハ労働者ノ募集ハ社員、所員若クハ職工又ハ労働者紹介営業者ノ外^{ほか}、之ヲ取扱ハシムルコトヲ得ス」⁽³⁾ (⑧大阪、九九年、第二条ノ一、傍点引用者、以下同じ)である。

つぎは「職工周旋業」である。「本則ニ於テ職工周旋業ト称スルハ、手数料ヲ受ケテ工場其他工業主ニ於テ傭使^{ようし}スル職工又ハ徒弟ノ周旋ヲ為ス者ヲ謂フノ職工周旋業ハ雇傭口入業ノ許可ヲ受ケタルモノニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス」⁽⁴⁾ (⑨埼玉、一九〇一年、第一条)。この条文では、「職工周旋業」とは何かを規定するとともに、「雇傭口入業」の認可を受けた者でなければ「職工周旋業」をいとなむことができないとしている。おなじような条件を付した規則は、ほかにもみられる。「(労務者—引用者)募集ニ関シ周旋人ヲ使用スルトキハ、雇人口入業ノ許可ヲ受ケタル者ニ限ルヘシ」⁽⁵⁾ (⑭香川、一九〇〇年、第四条)。以上に記されている「雇傭口入業」、「雇人口入業」とは、後述する芸娼妓や酌婦などを紹介・斡旋する職業である。そうした職業にたずさわることを許可された者のみが「職工周旋業」をいとなむことができると、上記の条文はのべている。

女工をはじめとする職工や労働者を募集する雇主側から独立した紹介人・募集人はまた、「労役者取扱人」とも呼ばれている。「本則ハ他府県ニ於テ使役スル職工其他ノ労役者ヲ本県内ニ於テ募集スルモノニ適用スノ本則ニ於テ労役者取扱人ト称スルハ、傭主ト応募者トノ問ニ介立シ、募集ノ周旋ヲナス者ヲ謂フ」⁽⁶⁾ (⑭石川、一九〇〇年、第一条)。

最後に、紹介人・募集人は「募集従事人」、「募集従事者」とも命名されている。「募集従事人」ヲ雇入レ、又ハ募集ヲ委託セムトスルトキハ、事務所（募集地ノ募集事務所―引用者注）ヲ管轄スル警察官署ヲ經由シ知事ニ届出認可ヲ受クヘシ」⁽⁷⁾（④宮城、〇七年、第四条）、「募集従事者」ヲ解雇シ、又ハ募集ヲ中止シタルトキハ、五日以内ニ知事ニ届出ヘシ」⁽⁸⁾（③新潟、〇七年、第三条）、「工女ヲ募集セントスル者ハ左ノ事項（略―引用者注）ヲ具シ、知事ノ許可ヲ受クヘシ／前項ノ許可ヲ受ケタルトキハ、募集ニ従事スル者ノ簇籍、住所、氏名、年齢及略歴ヲ具シ……工女募集証ノ交付ヲ受クヘシ、工女募集ノ許可ヲ受ケタル者自ラ、従事スルトキ亦同シ」⁽⁹⁾（③長野、〇七年、第一条）。ここでは「募集従事者」と工場主がみずから募集するばあいとが区別（手続はおなじだが）されているが、前者が主たる対象とされている。

表10から指摘したい第二の点は、一部上述したことで関連することであるが、雇主側から独立した紹介人・募集人のなかには、芸娼妓や酌婦などの募集・斡旋の仕事の一環として職工・労働者の紹介・斡旋をおこなう者が多数存在していたことである。そうした者に対してもさまざまな名称が付されていた。

まずは、前出とおなじ「紹介営業」である。「本則ハ芸娼妓、仲居酌人、僕婢、其他ノ雇人又ハ職工、労働者ヲ募集シ若ハ紹介スルヲ以テ営業ト為スモノニ適用ス」⁽¹⁰⁾（⑦大阪、一八九九年、第一条）、「本則ニ於テ紹介営業者ト称スルハ、手数料ヲ受ケ芸妓、娼妓、酌婦又ハ職工、僕婢其ノ他ノ雇人ヲ紹介スルヲ以テ営業ト為スモノヲ謂フ」⁽¹¹⁾（③和歌山、一九〇六年、第一条）。「本則ニ於テ紹介営業者ト称スルハ、名義ノ如何ヲ問ハス手数料ヲ受ケ、芸娼妓、酌婦、僕婢、其ノ他ノ雇人又ハ職工労働者ヲ募集若クハ口入スルヲ以テ営業ト為ス者ヲ云フ」⁽¹²⁾（②茨城、〇一年、第一条）。「本則ニ於テ紹介営業ト称スルハ、営利ノ目的ヲ以テ芸妓・娼妓、雇人（仲居、酌婦、僕婢、乳母、職工、徒弟ノ類）若ハ養育児ノ紹介ヲ為ス業ヲ謂フ」⁽¹³⁾（⑤福井、一三年、第一条）。

| 番号 | 道府県 | 公布年月 | 規 則 名 |
|----|-----|--------|---------------|
| ③② | 三 重 | 06.11 | 職工募集取締規則 |
| ③③ | 神奈川 | 07.1 | 人事周旋営業取締規則 |
| ③④ | 山 形 | 07.2 | 労役者募集取締令 |
| ③⑤ | 秋 田 | 07.3 | 労役者募集取締規則 |
| ③⑥ | 新 潟 | 07.6 | 周旋業取締規則 |
| ③⑦ | 新 潟 | 07.6 | 周旋業取締規則施行手続 |
| ③⑧ | 新 潟 | 07.7 | 工女募集取締規則 |
| ③⑨ | 長 野 | 07.7 | 工女募集取締規則 |
| ④⑩ | 宮 城 | 07.7 | 労務者募集取締規則 |
| ④⑪ | 岡 山 | 07.8 | 職工募集取締規則 |
| ④⑫ | 福 島 | 08.4 | 人事周旋営業取締規則 |
| ④⑬ | 宮 崎 | 09.6 | 職工其他労働者募集取締規則 |
| ④⑭ | 滋 賀 | 09.7 | 紹介営業取締規則 |
| ④⑮ | 大 分 | 09.10 | 職工其他労働者募集取締規則 |
| ④⑯ | 徳 島 | 09.12 | 職工募集取締規則 |
| ④⑰ | 島 根 | 1910.4 | 職工労務者募集取締規則 |
| ④⑱ | 鹿児島 | 10.11 | 労働者募集取締規則 |
| ④⑲ | 長 崎 | 11.3 | 口入営業取締規則 |
| ⑤⑰ | 山 梨 | 12.10 | 工女募集取締規則 |
| ⑤⑱ | 鳥 取 | 12.12 | 紹介営業取締規則 |
| ⑤⑲ | 福 井 | 13.3 | 紹介営業取締規則 |
| ⑤⑳ | 高 知 | 13.10 | 労働者募集取締規則 |
| ⑤㉑ | 北海道 | 14.4 | 労役者募集紹介雇傭取締規則 |
| ⑤㉒ | 茨 城 | 14.5 | 労役者募集取締規則 |
| ⑤㉓ | 群 馬 | 14.12 | 工場就業者募集取締規則 |
| ⑤㉔ | 熊 本 | 16.2 | 周旋業取締規則 |

資料：農商務省工務局『工場及職工ニ関スル庁府県令』1910年11月，農商務省商工局『工場及職工ニ関スル庁府県令（原動機，職工）募集周旋』1917年4月より作成。

表 10 道府県別「労働者募集取締規則」の制定状況（公布年月順）

| 番号 | 道府県 | 公布年月 | 規 則 名 |
|----|-------|-------------|------------------|
| ① | 兵 庫 | 1896 年 12 月 | 職工営業主及紹介人取締規則 |
| ② | 鹿 児 島 | 97. 1 | 他府県ニテ職工募集ニ関スル心得 |
| ③ | 鳥 取 | 97. 7 | 職工募集取締ノ件 |
| ④ | 和歌山 | 98. 1 | 職工募集ニ関スル件 |
| ⑤ | 愛 媛 | 98. 3 | 職工募集取締規則 |
| ⑥ | 香 川 | 98. 7 | 雇人口入業取締規則 |
| ⑦ | 大 阪 | 99. 4 | 紹介営業取締規則 |
| ⑧ | 大 阪 | 99. 8 | 職工及労働者募集取締規則 |
| ⑨ | 奈 良 | 99. 10 | 工場及紹介人取締規則 |
| ⑩ | 広 島 | 99. 11 | 職工募集取締規則 |
| ⑪ | 福 井 | 99. 12 | 労役者募集取締ノ件 |
| ⑫ | 滋 賀 | 1900. 3 | 職工募集取締規則 |
| ⑬ | 京 都 | 00. 5 | 職工募集取締規則 |
| ⑭ | 石 川 | 00. 6 | 労役者募集取締規則 |
| ⑮ | 愛 知 | 00. 10 | 職工募集取締規則 |
| ⑯ | 大 分 | 00. 11 | 紹介業取締規則 |
| ⑰ | 香 川 | 00. 12 | 労務者募集取締規則 |
| ⑱ | 愛 知 | 01. 5 | 紹介営業取締規則 |
| ⑲ | 埼 玉 | 01. 5 | 職工周旋業取締規則 |
| ⑳ | 茨 城 | 01. 6 | 紹介営業取締規則 |
| ㉑ | 北海道 | 02. 5 | 雇人口入営業取締規則 |
| ㉒ | 静 岡 | 02. 8 | 職工募集取締規則 |
| ㉓ | 東 京 | 03. 7 | 雇人口入営業取締規則 |
| ㉔ | 富 山 | 03. 9 | 職工募集取締規則 |
| ㉕ | 広 島 | 04. 7 | 周旋業取締規則 |
| ㉖ | 岐 阜 | 05. 8 | 口入営業及職工募集規則 |
| ㉗ | 栃 木 | 06. 1 | 紹介営業取締規則 |
| ㉘ | 岩 手 | 06. 2 | 男女工募集及周旋ニ関スル件 |
| ㉙ | 山 口 | 06. 2 | 周旋営業並職工労働者募集取締規則 |
| ㉚ | 群 馬 | 06. 3 | 雇用周旋業取締規則 |
| ㉛ | 和歌山 | 06. 5 | 紹介営業取締規則 |

つぎは、「人事周旋営業」、「周旋営業」、「周旋業」である。「本則ニ於テ人事周旋営業ト称スルハ左ノ営業ヲ為ス者ヲ謂フ／一、芸妓又ハ娼妓稼業者ノ周旋／二、雇傭者又ハ其他ノ勞務者及里子ノ周旋／三、内外船舶乗組海員ノ周旋／四、商工業上ニ使用スル多数労働者（紡績、織布、製糸にかかわる職工・勞務者―引用者注）ノ周旋」⁽¹⁴⁾（⁽³³⁾神奈川、〇七年、第一条、引用者注は第三十六条）。「本則ニ於テ周旋営業ト称スルハ、名義ノ如何ニ拘ハラス手数料ヲ受ケ、芸妓、娼妓、仲居、酌婦及僕婢ノ雇入、又ハ職工其他ノ労働者ヲ周旋スルヲ業トナスモノヲ云フ」⁽¹⁵⁾（⁽²⁹⁾山口、〇六年、第一条）。「本則ニ於テ周旋業ト称スルハ、手数料ヲ得テ職工、工女、徒弟、其他勞務ヲ目的トスル被雇人竝ニ芸娼妓又ハ酌婦タラントスル者ノ周旋ヲ為スモノヲ云フ」⁽¹⁶⁾（⁽³⁶⁾新潟、〇七年、第一条）。

最後に、「口入営業」とも称されている。「本則ニ於テ口入営業ト称スルハ、左ノ行為ノ営業ヲ為ス者ヲ云フ／一、芸妓、娼妓、酌婦、仲居ノ紹介周旋／二、婢僕、乳母、子守其他ノ雇入又ハ職工、徒弟等ノ紹介周旋募集」⁽¹⁷⁾（⁽²⁶⁾岐阜、〇五年、第一条）。「口入営業トハ、自己ノ名ヲ以テ左ノ行為ヲ為スヲ業トスル者ヲ謂フ／一、芸妓、娼妓、酌婦及仲居ノ紹介周旋／二、職工、徒弟、海員、僕婢、其ノ他勞務ニ服スル者……ノ雇傭ニ関スル紹介、周旋、募集」⁽¹⁸⁾（⁽⁴⁹⁾長崎、一二年、第一条）。

表10から第三に指摘したい点は、女工をはじめとする職工や労働者のみを募集、斡旋する紹介人・募集人に対する規則（以下、規則Aと記す）と芸娼妓や酌婦などを募集・斡旋する一環としてそれをおこなう者に対する規則（以下、規則Bと記す）の二つが、一緒にしかし別々に制定されている府県が存在していることである。以下その府県を示せばつぎのとおりである。

大阪府——規則B（⁽⁷⁾一八九九年四月）、規則A（⁽⁸⁾一八九九年八月）、愛知県——規則A（⁽¹⁵⁾一九〇〇年）、規

則B (18)〇一年)、滋賀県——規則A (12)一九〇〇年)、規則B (44)〇九年)、福井県——規則A (11)一八九九年)、規則B (52)一九一三年)、鳥取県——規則A (3)一八九七年)、規則B (51)一九一二年)、和歌山県——規則A (4)一八九八年)、規則B (31)一九〇六年)、香川県——規則B (6)一八九八年)、規則A (17)一九〇〇年)、大分県——規則B (16)一九〇〇年)、規則A (45)〇九年)、新潟県——規則B (36)37)〇七年六月)、規則A (38)〇七年七月)、群馬県——規則B (30)〇六年)、規則A (56)二四年)、山梨県——規則人 (50)二二年)、規則B (「雇人口入営業取締規則」、制定年月不詳)、広島県——規則A (10)一八九九年)、規則B (25)一九〇四年)、茨城県——規則B (20)〇一年)、規則A (55)一四年)。

以上のようなA・B二つの規則が一緒にしかし別々になぜ制定されたのか、その直接の理由は詳らかにしえないが、規則Bがその条文上の規定とは異なり、多くのばあい実質的には芸娼妓や酌婦などの紹介・斡旋の業務を取締るためだったと推定される。そのことを念頭に、規則AとBの制定された年の順序を考察すると、規則Aが制定された後に規則Bが制定された県は、愛知、滋賀、福井、鳥取、和歌山、広島の六県、規則Bが制定された後に規則Aが制定された県は、香川、大分、群馬、茨城の四県、A、B両規則がほとんど同時に制定されたのは、大阪、新潟の二府県である。このことから直ちに結論めいたことは言えないが、表10を総合的にみると、規則Aの多くは日露戦争前に制定され、規則Bの相対的多数は日露戦争後に制定されていることがわかり、その事実と合わせ考えると、各道府県の「労働者募集取締規則」は、女工をふくむ職工、労働者の募集取締りから、それを前提としつつ芸娼妓や酌婦などの募集取締りへと展開していったと考えて差し支えないであろう。

そこでつぎに、道府県「労働者募集取締規則」の取締内容を検討することにしよう。取締り内容の第一は、募集に

従事するさい募集地の所轄警察署ないし募集地の県知事・県当局（多くは所轄警察署）に届け出ることを義務づけていることである。まず所轄警察署の事例。「工女ヲ募集セントスルモノハ、本県内ニ募集事務所ヲ定メ、左ノ事項（略、この点後述―引用者注）ヲ具シ、予メ所轄警察署ニ届出ヘシ」⁽¹⁹⁾（⁵⁰山梨、一九一二年、第一条）。「職工周旋業者職工又ハ徒弟ヲ募集セントスルトキハ、左ノ事項（略、この点後述―引用者注）ヲ具シ、主タル募集地ノ所轄警察、官署ニ届出ヘシ」⁽²⁰⁾（¹⁹埼玉、〇一年、第五条）。「職工ヲ募集セントスルトキハ、予メ左ノ事項（略―引用者注）ヲ書面ニ記載シ、募集地ノ所轄警察官署ニ届出ツヘシ」⁽²¹⁾（¹²滋賀、一九〇〇年、第二条）。「婦女又ハ未成年者ノ職工ヲ募集セントスル者ハ、自己及紹介人ノ住所、氏名、募集ノ期限、人員、男女別ノ区別、年齢、紹介人ノ手数料並ニ雇人ノ契約事項ヲ記シ、予メ募集地警察官署ニ届出……ヘシ」⁽²²⁾（³鳥取、一八九七年、箇条なし）。

数は少ないが、県知事・県当局への届出を義務づけたものは、以下のとおりである。「県外ニ於テ使役スル職工、徒弟、工夫、工女、脳丁、其他労働者ヲ……募集セントスル者ハ、左ノ各号（略―引用者注）ヲ具シ、契約書案ヲ添へ知事ノ許可ヲ受クヘシ」⁽²³⁾（⁴⁸鹿児島、一九一〇年、第一条）。「使役スル職工及労働者ヲ県内ニ募集セントスル者ハ、左ニ記載スル事項（略、この点後述―引用者注）ヲ具シ、当庁へ届出ヘシ」⁽²⁴⁾（²⁴富山、〇三年、第一条）。「他管下ニ於テ使役スル職工其他ノ労役者ヲ本県下ニ於テ募集シ、若ハ他ノ依託ヲ受ケ募集ニ従事セントスルモノハ、左ノ各号（略―引用者）ヲ具シ、当庁ノ認可ヲ受クヘシ」⁽²⁵⁾（¹¹福井、一八九九年、箇条なし）。

募集に従事するさいの届出義務についていまひとつ重要なことは、上述した一部の条文からすでに明らかのように、諸規則の一部は、他府県で使役する職工・労働者を当該県で募集するばあい限定して、届出を義務づけていたことである。たとえば、以下のとおりである。「諸工場ニ使役スル職工ヲ募集セントスルトキハ、其工場管理者ヨリ予メ左ノ事項（略―引用者）ヲ具シ、募集地管轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ……但府下ノ工場ニシテ其所在市郡内ニ於

テ募集スル場合ハ此限ニアラス」⁽²⁶⁾ (13)京都、一九〇〇年、第一条)。「職工ノ募集紹介ニ関スル取締規程ヲ左ノ通相^あ相定ム／他府県ニ於テ使用スヘキ職工ヲ本県内ニ於テ募集(紹介ヲ包含ス、以下同シ)セントスルモノハ、左ノ事項(略―引用者)ヲ具シ、募集所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ」⁽²⁷⁾ (10)広島、一八九九年、第一項)。「本県管内ニ於テ他府県ニテ使用スヘキ職工ヲ募集セントスル者ハ、左ノ事項(略―引用者)ヲ着手スヘキ地ノ所轄警察官ニ届出テ認可ヲ受クヘシ」⁽²⁸⁾ (2)鹿児島、九七年、箇条なし)。

以上は、女工をふくめた職工、労働者を募集するさいの届出義務に関する規則Aであるが、芸娼妓や酌婦などを中心に広く「労働者」を募集するばあいは(規則B)どうだったのであるうか。「紹介営業ヲ為サントスルモノハ、左ノ事項(略―引用者)ヲ具シ、所轄警察官署ニ届出免許ヲ受クヘシ」⁽²⁹⁾ (7)大阪、一八九九年、第二条)。「紹介営業ヲ為サントスルモノハ族籍、氏名、年齢、営業ノ種別、営業所ヲ記シ、所轄警察官署ニ出願許可ヲ受クヘシ」⁽³⁰⁾ (20)茨城、一九〇一年、第二条)。「人事周旋業ヲ為サントスル者ハ、本則ノ規定ニ従ヒ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ」⁽³¹⁾ (33)神奈川、〇七年、第二条)。「人事周旋営業ヲ為サントスル者ハ、本則ノ規定ニ従ヒ、所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ」⁽³²⁾ (42)福島、〇八年、第二条)。以上のように、芸娼妓や酌婦などを中心に広く「労働者」を募集するばあいは、その営業主が営業所在地の警察署に願出でてその許可(認可)を受けることが必要とされている。この点は、女工をふくめた職工、労働者のみを扱う紹介人・募集人が、募集地の警察署(一部は県知事・当局)への届出制ですんでいることと、おおきく異なる点である。

いずれにせよ、広く紹介人・募集人と称される人びとが、さまざまな名称をもちつつも、主として募集地以外に存在していた者であることは、確かであろう。

道府県「労働者募集取締規則」ヲ取締内容の第二は、女工をふくむ職工、労働者の募集を対象とした規則Aについ

てみると、多くのばあい、雇主側から依頼された紹介人・募集人以外の者による募集や、雇主側からの依頼のない募集が禁止されていたことである。「工場主ハ工場員又ハ紹介人ヲ除クノ外、職工募集ニ関シ他人ヲ使用スルコトヲ得ス」⁽³³⁾（⑨奈良、一八九九年、第七条）。「周旋業者ニ依ラスシテ直接工女ノ募集ヲ為サントスルモノハ、左ノ各号（略―引用者）ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ」⁽³⁴⁾（③新潟、一九〇七年、第一条）。「本則ニ於テ募集者タランコトヲ得ヘキ者ハ、傭主及其ノ家族、使用人^{ならびに}傭主ノ依頼ヲ受ケタル紹介人、業者ニ限ル」⁽³⁵⁾（②富山、〇三年、第一条）。「職工又ハ労働者ノ募集ハ社員、所員若クハ職工又ハ労働者紹介業者ノ外、之ヲ取扱ハシムルコトヲ得ス」⁽³⁶⁾（⑧大阪、一八九九年、第二条ノ一）。「職工募集ハ工場主ノ依頼ヲ受クル場合ノ外之ニ従事スルコトヲ得ス」⁽³⁷⁾（⑨奈良、九九年、第二五条）。

取締内容の第三は、これも規則Aについてみると、その届出項目のなかに職工・労働者保護の項目がふくまれていることである。たとえば、前記「⑤山梨、一九一二年、第一条」のばあい、届出項目は次のとおりである。

「一募集事務所ノ位置／二就業工場ノ種類、名称及其所在地／三募集従事者ノ原籍、住所、氏名、年齢／四募集ノ人員、区域及期間／五労働時間、労銀、其ノ他契約事項／六賞罰及救護ノ方法」⁽³⁸⁾

また、／前記「⑩埼玉、〇一年、第五条」も届出項目を次のように記している。

「一募集者及募集ニ従事セシムル者ノ住所、職業、氏名、年齢／二募集地ノ区域／三募集期限／四職工ノ種類、人員及男女ノ別／五給料及小遣銭、其他仕着セ賞与ノ方法／六労働時間及休業日数／七雇入方法／八病傷者扶助

ハ方法」⁽³⁹⁾

以上のような職工・労働者保護の項目が明示されていないものの、応募者との雇用契約条件を届出項目に明記しているものもある。

前記「⁽²⁴⁾富山、〇三年、第一条」がそれである。「一募集及ヒ之カ周旋ニ従事スル者ノ住所、氏名、年齢／二募集スヘキ職工及ヒ労役者ノ人員、及ヒ男女ノ別、年齢／三職役ノ種類／四募集ノ区域及期限／五募集者ト契約スヘキ条件」⁽⁴⁰⁾。

取締り内容の第三は（規則Aについて）、既に雇用されている者の募集・引き抜きを禁止していることである。「工女募集ニ従事スル者ハ左ノ各号の一ニ該当スル婦女ヲ募集シ又ハ募集セントスルコトヲ得ス／一他人ノ雇傭期限内ニシテ雇主ノ承諾ナキ者」⁽⁴¹⁾（⁽³⁹⁾長野、一九〇七年、第四条）。「現ニ他ニ雇ハレ居ル工女又ハ未成年工男ニ対シテハ、募集ノ勧誘ヲ為スヘカラス」⁽⁴²⁾（⁽³²⁾三重、〇六年、第三条）。「職工周旋業者ハ契約期限内ノ職工又ハ徒弟ヲ雇主ノ意思ニ反シテ、他ノ職工徒弟其他雇入ニ周旋スルコトヲ得ス」⁽⁴³⁾（⁽¹⁹⁾埼玉、〇一年、第三条）。「他ニ雇ハレ中ノ者ニ対シテハ、募集又ハ勧誘ヲ為スコトヲ得ス」⁽⁴⁴⁾（⁽⁸⁾大阪、一八九九年、第三条）。こうした取締り規定が設けられたこと自体、就業中の職工（女工）に対する紹介人・募集人による引き抜き、他の工場への紹介・斡旋が頻繁におこなわれていたことを示している。

第四は（規則Aについて）、募集のさい虚偽の言行など不正な行為をおこなうことを禁止していることである。「営

業主雇人又ハ紹介人ハ職工ノ募集ニ関シ、騙詐虚偽ノ言行アル可ラス^{べか}」⁽⁴⁵⁾（①兵庫、一八九六年、第七条）。「当業者又ハ募集取扱人ハ、募集ニ関シ詐欺ノ言行アルヘカラス」⁽⁴⁶⁾（⑧大阪、九九年、第五条）。「工場主及其代理者竝ニ紹介人ハ、職工募集雇入^{やといいれ}又ハ紹介ニ関シ、騙詐虚偽ノ言行アル可ラス」⁽⁴⁷⁾（⑨奈良、九九年、第三条）。「工女募集ニ従事スル者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ／一（略）／二不正ノ手段ニ依リ応募者ヲ誘引セサルコト／三不正ノ手段ニ依リ又ハ応募者ノ意志ニ反シタル契約ヲ為サ、ルコト」⁽⁴⁸⁾（③⑨長野、一九〇七年、第五条）。これも、こうした規定を設けられたこと自体、紹介人・募集人による募集が、虚偽の情報提示・宣伝などさまざまな不正行為を用いて相当活発におこなわれていたことを示している。

第五は、規則Aにかぎらず規則Bもふくめて取締規定に違反した者に対する罰則が設けられていたことである。「（第一条）第五条に―引用者注）違背シタル者八十日以下ノ拘留又ハ一円九十五銭以下ノ科料ニ処ス」⁽⁴⁹⁾（⑬京都、一九〇五年、第七条）。これはほんの一例であるが、表10のすべての規則が罰則を設けており、そしてそのなかに一様に一定期間の「拘留」をふくめている。罰則としては重い規定であると言つてよいであろう。

以上、表10にもとづき道府県「労働者募集取締規則」の内容を分析し検討してきた。その結果確かに言えることは、これらの諸規則は規則Aと規則Bの違いはあるものの、工場主・雇主から独立したひとつの職業としての紹介業（紹介人）・募集業（募集人）を前提とし（事実上の公認）、それらの者が職工や労働者を募集するさいの弊害を取り除くための取締規則であった。もちろん、罰則が設けられていたとはいえ、これらの取締規則がどれほど効力を発揮したかを確かめる術はない。

ただ本稿の課題との関連でいえば、雇主から独立したひとつの職業としての紹介業（紹介人）・募集業（募集人）が事実上公認されていた意義は、あらためて強調されねばならないであろう。そして実は、この点は「工場法」（一

九一一年三月、法律第四六号)、「工場法施行令」(二六年八月、勅令一九三号)の条文からも確認することができる。すなわち、「工場法」はその第一七条で「職工ノ雇入、解雇、周旋ノ取締及徒弟ニ関スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」⁵⁰と規定し、勅令の「工場法施行令」はその第三四条で「職工ノ周旋ニ付詐術ヲ用キタル者ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス」⁵¹と、罰則規定を設けている。「詐術」を用いた職工の周旋は処罰されるが、職工(その多くは女工)に対する周旋業は事実上公認されているのである。工場法にかんするこれまでの研究(私の研究⁵²をふくめて)は、上記の点を完全に無視しており、本稿の課題との関連でいえば、工場法の研究において上記の点はとくに重視する必要があるようにおもわれる。

それでは、これまでの研究は道府県「労働者募集取締規則」をどのように捉えてきたのだろうか。製糸・紡績・織物業にかんする上述した諸研究でこの規則を検討したものは、唯一石井寛治氏の研究のみである⁵³。石井氏の研究の視野の広さがうかがわせるが、それでは氏はこの規則についてどのような議論を展開しているのだろうか。氏は製糸業に対する労働政策として、「一八八〇年制定の刑法(とくに第二七〇条)から一九〇〇年制定の治安警察法に連なる法体系」による労働運動への弾圧政策と、「製糸労働者に対する保護立法」の二つをあげ、後者について「府県レヴェルでの職工募集取締規則の制定と、中央レヴェルでの工場法の制定」を指摘している⁵⁴。

しかし石井氏は、「職工募集取締規則」は芸娼妓などの周旋業に対する取締規則のなかに包摂されていたもので、しだいに自立し、それと区別されるかたちで制定されるようになったとして以下のようにのべている。「職工募集に関する府県レヴェルでの取締りは、一八九〇年代前半までは『雇人受宿』または『雇人口入業』に対する取締のなかに包摂されていたごとくである。ところが、一八九〇年代後半になると、大阪・兵庫・鹿児島・鳥取・香川・和歌

山・愛媛・岡山・奈良・広島・福井など、関西方面を先頭に各府県においてつぎつぎと『職工募集取締規則』が制定され、職工募集が芸妓娼妓などの周旋から区別されるようになる……⁽⁵⁵⁾。本論でのべたように、氏が言う「職工」募集の取締規則は規則Aであり、芸娼妓を中心に広く「労働者」を募集する者に対する取締規則は規則Bである。そして、規則Aと規則Bはしばしば並存しており、制定年の順序を強いて言えば、規則Aが制定された後規則Bが制定されていることを、本論でのべた。その点を考慮すれば、芸娼妓などの募集取締規則のなから「職工募集取締規則」が分離、独立していったとする氏の議論は誤りといわねばならないであろう。

規則Aと規則Bを区別しないため石井氏は、雇主の委託を受けた紹介人・募集人が募集に従事するさいの申請が、許可制から届出制へと変化（規制の緩和）していったと主張している。すなわち、長野県の「工女募集取締規則」（一九〇七年、表10の³⁹）を分析した氏はこうのべている。「募集は『知事ノ許可』制であり、募集結果は警察へ届出るものと定められていた。しかし、この『許可』は、申請事項が形式的に整えられていれば、その内容のいかんを問わず、与えられていたのではないかと推察される。一九〇九年規則では許可制をとっていた山梨県が、一二年規則ではこれを届出制に変更していること、および、一四年になってようやく取締規則を制定した群馬県が初めから届出制を採用していることが、その点を裏付けている⁽⁵⁶⁾。ここで指摘されている山梨県の一九〇九年規則（制定年度不詳のため表10には記載せず）は、「手数料ヲ受け雇人ノ周旋ヲ為ス……口入人⁽⁵⁷⁾の営業を取締る「雇人口入営業取締規則」⁽⁵⁸⁾（規則B）であり、同県一二年規則（表10の⁵⁰）は規則Aである。また、群馬県の一四年規則（表10の⁵⁶）は規則Aであるが、同県のばあい〇六年に「雇用周旋業取締規則」（表10の³⁰）という規則Bがすでに制定されている。既述のように規則Aは届出制を、規則Bは許可制をとっている。上記の山梨県規則A・Bのばあいも群馬県規則A・Bのばあいも、まったく同様である。法的規制が許可制から届出制へと緩和されることはしばしばみられる法的

現象であるが、石井氏はそのことが念頭にあったためであろうか、あるいは規則AとBを峻別することができなかつたためであろうか、氏の議論は正鵠を得ていないと言わざるをえない。

ただし、氏が分析した長野県の規則は規則Aでありながらたしかに知事の許可制を採用している。また、氏が記した新潟県の一九〇七年規則（表10の③）も、知事の許可制を採用している。女工を多数輩出する典型的な県では知事の許可制を敷いていると言えそうであるが、その点は留保しておきたい。

道府県「労働者募集取締規則」にかんする石井氏の考察で注目すべき点は、さきの引用文⁽⁵⁹⁾にひきつづいて以下のようにのべている点である。「かかる規制がまず関西方面の諸府県において制定されたことは、同方面に急激に勃興した機械制紡績業が九〇年代に入るや、遠隔地からの女工募集を活発に展開するようになった事実と照応している。これに対して、いわゆる東山地帯を中心とする製糸業地においては、遠隔地募集そのものはかなり早くからあったにもかかわらず、『職工募集取締規則』が制定されるのは意外と遅く、一九〇〇年代後半に入ってからのことであった」⁽⁶⁰⁾（傍点は原文のママ）。関西地方の紡績業女工の募集取締規則から東山地方の製糸業女工の募集取締規則へという動きは、表10から確かに読みとれる点であり、氏のこの指摘は卓見であろう。ただし、規則A・B双方をふくめると、一九〇〇年後半には東北・北関東地方にまで募集取締規則の制定がおよぶようになった点も重視する必要があるようにおもわれる⁽⁶¹⁾。

- (1) 農商務省工務局『工場及職工ニ関スル庁府県令』一九一〇年二月（以下、農商務省工務局〔一九一〇年〕と記す）二二四頁。
- (2) 同上書、二三〇頁。
- (3) 同上書、一九八頁。
- (4) 同上書、二一七頁。
- (5) 同上書、二八八頁。
- (6) 同上書、二六四頁。
- (7) 同上書、二五一頁。
- (8) 農商務省商工局『工場及職工ニ関スル庁府県令（原動機、職工ノ募集周旋）』一九一七年四月（以下、農商務省商工局〔一九一七年〕と記す）三六一頁。
- (9) 同上書、四四五頁。
- (10) 農商務省工務局〔一九一〇年〕、一九〇頁。
- (11) 同上書、二八三頁。
- (12) 農商務省商工局〔一九一七年〕、三八九―三九〇頁。
- (13) 同上書、四七七―四七八頁。
- (14) 農商務省工務局〔一九一〇年〕、一九九、二〇五頁。
- (15) 同上書、二七四頁。
- (16) 農商務省商工局〔一九一七年〕、三六二頁。
- (17) 農商務省工務局〔一九一〇年〕、二四四頁。

- (18) 農商務省商工局〔一九一七年〕、三五二頁。
- (19) 同上書、四二二頁。
- (20) 農商務省工務局〔一九一〇年〕、二一九頁。
- (21) 同上書、二四二頁。
- (22) 同上書、二六八頁。
- (23) 同上書、二九八頁。
- (24) 同上書、二六七頁。
- (25) 同上書、二六三頁。
- (26) 同上書、一八九頁。
- (27) 農商務省商工局〔一九一七年〕、五一五頁。
- (28) 農商務省工務局〔一九一〇年〕、二九八頁。
- (29) 同上書、一九〇頁。
- (30) 農商務省商工局〔一九一七年〕、三九〇頁。
- (31) 農商務省工務局〔一九一〇年〕、一九九頁。
- (32) 農商務省商工局〔一九一七年〕、四五三頁。
- (33) 農商務省工務局〔一九一〇年〕、二三二頁。
- (34) 農商務省商工局〔一九一七年〕、三六一頁。
- (35) 同上書、四八七頁。
- (36) 農商務省工務局〔一九一〇年〕、一九八頁。
- (37) 同上書、二三四頁。
- (38) 農商務省商工局〔一九一七年〕、四二二頁。

- (39) 農商務省工務局〔一九一〇年〕、二一八頁。
- (40) 同上書、二六七頁。
- (41) 農商務省商工局〔一九一七年〕、四四六頁。
- (42) 農商務省工務局〔一九一〇年〕、二三七頁。
- (43) 同上書、二一八頁。
- (44) 同上書、一九八頁。
- (45) 同上書、二一四頁。
- (46) 同上書、一九八頁。
- (47) 同上書、二三一頁。
- (48) 農商務省商工局〔一九一七年〕、四四六頁。
- (49) 農商務省工務局〔一九一〇年〕、一九〇頁。
- (50) 労働省『労働行政史』第一卷、労働法令協会、一九六一年、五三頁。
- (51) 同上書、五九頁。
- (52) 西成田豊『退職金の一九〇年』青木書店、二〇〇九年、第三章。
- (53) 石井寛治『日本蚕糸業史分析』東京大学出版会、一九七二年。
- (54) 石井、前掲書、三五八頁。
- (55) 石井、前掲書、三五八頁。
- (56) 石井、前掲書、三六〇頁。
- (57) 農商務省商工局〔一九一七年〕、四二二頁。
- (58) 同上書、四二二頁。
- (59) 注(55)に同じ。

(60) 石井、前掲書、三五八―三五九頁。

(61) たとえば、一九〇六年の岩手県「男女工募集及周旋ニ関スル作」(表10の⑳)は、一八九六年の「明治三陸地震・津波」で被災した子女を摂津紡績会社が募集したこと(絹川太一『本邦綿糸紡績史』第四卷、一八四―一八六頁、前掲、岡本幸雄『明治期紡績労働関係史』一四頁の記述による)を契機に岩手県内で出稼紡績労働市場が形成されたことを背景としている。

五 「労働者募集取締令」の成立

第一次世界大戦中・後の日本経済は著しい好況的發展をしめし、工場の新設と拡張が相い次いだ。それにともない職工の需要が急増し、その供給不足が深刻な問題となった。そのなかでも職工の不足がとくに深刻化したのは製糸業であった。当時の政府の一調査報告はこう記している。「製糸職工ノ不足ハ各地殆ト一般ノ事実ニシテ、之ガ為府県ヲ通ジ空釜ノ数総釜数ノ一割内外ニ達スルモノ多ク、時ニ二割ヲ超ユル府県アリ。更ニ各工場ニ付之ヲ見レバ、殆ト意ノ如ク職工ヲ収容シ順調ノ操業ヲ行ウモノナキニアラズト雖モ、亦設備ノ五割余ヲ休止スルモノ已ムナキモノアリ」(一)。こうした日本経済の急激な發展にともなう労働需給関係の変化にもかかわらず、職工・労働者募集の取締りはいぜんとして、上述した道府県令による「労働者募集取締規則」によっておこなわれていた。

経済の拡大による職工の大量募集はさまざまな弊害をもたらし、道府県令によるそれまでの「労働者募集取締規則」では十分に対応することができなくなった。後述するように、一九二四年一二月内務省令「労働者募集取締令」が公布されるが、その作成に携さわった木村清司(社会局事務官・工場監督官)はその著書(2)のなかで、上記の弊

害発生の原因として(一)「労働者需要の緊切」、(二)「募集従事者其の人を得難きこと」、(三)「募集費の多額」、(四)「応募者の無自覚」の四点をあげている。本稿での私の問題意識と「労働者募集取締令」公布の背景との関連では(一)(二)が重要なので、本村がその二点についてどのようなことをのべているのかをみておくことにしたい。

まず(一)について木村は次のように記している。

「労働者募集は労働者の需要の緊切なる場合に、募集従事者といふ一種の仲介人に依つて就業を勧誘するものである。従つて事業主は極力之に力を注ぐ結果、募集従事者は功を急ぎ、徒に応募者数の多きを望み、勢ひ募集に不正の手段を用ふるに至らしめる」⁽³⁾(傍点引用者、以下同じ)。

ここで木村は、雇主から独立した募集従事者(紹介人・募集人)の存在を当然の前提とし、労働者を大量に募集するさい、募集従事者による不正行為が生じることを指摘している。また(二)については木村はこうのべている。

「募集行為は之を募集従事者より見るときは一種の仲介行為であるから、余り高尚な業務と云ひ難いから、適当な人を得ることは困難な状況に在る」⁽⁴⁾。「募集の弊害の大部分は、募集従事者其の人を得ざると、応募者側の無自覚とに起因する……。労働条件を明示せず徒らに甘言を弄して募集を勧誘するが如き、或は応募者たる婦女子を誘惑し其の貞操を汚すが如き、或は応募者の逃亡を防ぐために監禁するが如きは、大半は募集従事者其の人を得ざるに因由する」⁽⁵⁾。

ここで木村は、募集従事者の職業は「仲介行為」というあまり「高尚」とはいえない仕事であるため、人間的資質に問題があるさまざまな人びとがこの職業に参入しており、その結果、応募者（婦女子）の人権蹂躪や人身拘束などさまざまな弊害を生んでいるとしている。ことばを変えれば、木村は、雇主から独立した一つの職業としての「募集従事」業を承認しつつ、その職業の問題点として、それを担う人間の資質に問題があるとしている。

木村が指摘するこうした問題状況を背景として、内務省社会局は一九二三年四月、各道府県ごとの「労働者募集取締規則」を全国的に統一するかたちで「労働者募集取締令」の社会局草案を発表し、これに対して各地方長官と関係業者に意見をもとめた⁽⁶⁾。社会局はそれらの答申を斟酌して成案を作成し、二四年一二月内務省令第三六号をもって「労働者募集取締令」を公布し、翌二五年三月これを施行した⁽⁷⁾。「労働者募集取締令」の公布と同時に、社会局長官から各地方長官宛てに「労働者募集取締令公布ニ関スル件」が発出された。この通牒は全部で五項目で構成されているが、重要なのは第二項目である。ここでは次のように記されている。

「募集取締ノ要点ハ募集従事者其ノ人ヲ得ルヲ以テ重要トスル次第ニ付、其ノ許可ニ当リテハ素行及身元等ヲ厳重調査シ、不適當ナルモノハ之ヲ許可セサルコト、就中左ノ各号ノ一二該当スルモノハ特ニ支障ナシト認メタル場合ノ外之ヲ許可セサルコト

- (一) 禁治産者又ハ準禁治産者
- (二) (各種の犯罪歴のある者―引用者注)
- (三) 密売淫ノ客止又媒合ノ罪ヲ犯シタル者
- (四) 紹介、周旋ノ営業取締ニ関スル法令ニ依リ営業ノ許可ヲ取消サレタル者

(五) 芸妓、娼妓又ハ酌婦等紹介周旋ヲ業トスルモノ

(六) 料理店、貸座敷、待合、芸妓屋其ノ他之ニ類スル営業ヲ為シ、又ハ是等営業者ト同居スル者」(8)。

社会局長官のこの通牒は、「労働者募集取締令」の要点をよくかたっている。すなわち、募集従事者に適任・適材と判断した者のみに募集の許可をあたえること、そのために各種犯罪歴のある者はもちろん、芸娼妓や酌婦などの紹介斡旋業者やそれらの女性を雇用する営業者には許可をあたえないこと、これが同令の基本的な目的であった。そこで以下、「労働者募集取締令」の主要な条項についてその内容を検討することにしよう(9)。

「労働者募集取締令」の第一条は次のとおりである。

「本令ニ於テ募集主トハ募集シタル労働者ノ雇主タルヘキモノヲ謂ヒ、募集従事者トハ募集主ノ委託ヲ受け又ハ自ラ雇用センカ為労働者ノ募集ニ従事スル者ヲ謂フ」

ここでは、「募集従事者」とは募集主(雇主)の「委託」をうけて労働者の募集に従事する者と規定されている。雇主から独立した一つの職業としての労働者募集業(紹介人・募集人)が法認されたといつてよい。ただし、木村のさきの著書(以下、「木村」と記す)が以下にのべるように、「募集従事者」が募集をおこなうことは募集主(雇主)が特定されていることが条件で、不特定多数の雇主のための無差別募集は許されない。「労働者募集は募集主が特定することを要する。故に、雇主の存在の可能性があるのみでは不可にして、現実に存在することを要する。故に、雇主の仲介業者が労力の需要を見込んで、予め労働者を募集するが如きは容認させない」(10)。

次に、第四条は以下のとおりである。

「労働者ノ募集ニ従事セムトスル者ハ左記事項ヲ具シ、其ノ写真ニ葉ヲ添へ、募集主ノ連署ヲ以テ其ノ所在地所轄地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

一 募集主ノ住所、氏名、法人ニ在リテハ其ノ名称、主タル事務所ノ所在地及代表者ノ氏名

二 募集従事者ノ本籍、住所、氏名、職業及生年月日

三 募集従事者ノ履歴

四 募集従事期間

五 募集従事区域

六 応募者ノ就業場ノ名称、所在地及事業ノ種類

この第四条では、募集従事者の住所、氏名、職業、生年月日、経歴などさまざまな事項を記した書類を本人の写真とともに、募集主の連署をもって（第一条との関連）、募集従事者の居住地の地方長官に提出し、その認可をうけることをもめている。前述した道府県「労働者募集取締規則」（規則A）では、紹介人・募集人（募集従事者）は募集地の所轄警察署（一部は知事）へ届出れば済んでいたことと比べれば、この点はおおきな違いである。この点について木村は以下のようになっている。「募集従事者の許可は主として其の人物の如何に依り決すべき筈のものである。然るに、募集従事者住所地と募集地とは地方長官を異にする場合が少くない。従って募集地の地方長官が之を許すに当っては、住所地の地方長官に照会し、其の身元を調査するの外ほかない。労働者募集取締の中核は募集従事者其の人を

得るに在りとすれば、斯くの如き不徹底の方法を棄てて、募集従事者の素行身元を最も良く知る住所地の地方長官に其の許可に就いて所轄せしむるに若くはない⁽¹¹⁾。「募集従事者其の人を得るためには、募集従事者たるために行政官庁の許可を受けたるものを以て之に当らしめることを要する。而して此の許可は主として身元を調査し、適當なる人物なりと認めたる場合に之を与ふることを要するものであるから、住所、地所、轄の地方長官をして之に当らしむるを適當とする」⁽¹²⁾。

それでは、居住地の地方長官の許可を受けた募集従事者は、募集地においてはどのような手続を必要としたのだろうか。これを定めたのが第九条である。

「募集従事者募集ニ着手セムトスルトキハ予メ^{あらかじ}第三条ノ（募集主提出の―引用者注）就業案内、雇傭契約書案其ノ他募集ニ関シ配布スヘキ文書ヲ添付シ、左記事項ヲ募集地警察署ニ届出ツヘシ

- 一 募集従事者ノ住所、氏名
- 二 募集従事中ノ居所^{いどころ}及事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ所在地
- 三 当該警察署管内ニ於ケル募集従事期間
- 四 当該警察署管内ニ於イテ募集セムトスル労働者ノ男女別予定人員
- 五 応募者ノ集合所ヲ定メタルトキハ其ノ所在地

（以下、略）

木村によれば、右の第九条は前記第四条とあいまって以下のような意味をもっていた。「本令（労働者募集取締令

―引用者注）は募集従事者の許可を、主として身元保証の意味に於て其の住所地所轄地方長官をして為さしめ（第四条）、募集地に於ては単に募集地所轄警察官署に届出づるのみにて募集に従事することを得せしめ（第九条）、募集地に於ては何等許可を受くるを必要せざることとした¹³⁾。既述のように、道府県「労働者募集取締規則」は、規則Aについていえば、多くは募集地を管轄する警察署への届出制をとっていたので、この記述はかならずしも正しくないが、石井寛治氏が指摘したような許可制をとっていたところもごく一部存在するので、第九条はすべて例外なしに届出制にしたと解釈するのが妥当であろう。

「労働者募集取締令」の重要な条項として、最後に指摘しておきたいのは第一二条である。

「募集従事者ハ左ニ掲クル行為ヲ為スコトヲ得ス

一 募集従事者証（第四条で許可された者に発給される―引用者注）ヲ他人ニ譲渡若ハ貸与シ、又ハ募集ヲ他人ニ委託スルコト

二 募集ニ関シ事実ヲ隠蔽シ、誇大虚偽ノ言辞ヲ弄シ、其ノ他不正ノ手段ヲ用ヰルコト

三 応募者ヲ強要スルコト

四 応募シ又ハ応募セムトスル女子ニ対シ、風俗ヲ紊ル虞アル行為ヲ為スコト

五 （略）

六 濫ニ応募者ノ外出、通信若ハ面接ヲ妨ケ、其ノ他応募者ノ自由ヲ拘束シ苛酷ナル取扱ヲ為スコト

七 （略）

八 応募者ヲ募集従事者証記載ノ募集主以外ノ者ニ周旋スルコト

九 (略)

十 (略)

この第一二条について木村は次のように記している。「募集それ自体は原則として自由と為すべきものであるが、之に伴ふ募集従事者の行為は、募集従事者其の人を得ることの難^{かた}きため及び募集従事者の募集主より受くる報酬が多く、成功報酬である関係上、募集従事者其の功を急ぐために之に伴ふ弊害が少くない。故に……各種の禁止行為を規定した」⁽¹⁴⁾。第一項は、募集従事者がさらに第三者に募集を委託することを禁止したものである。この点について木村はこうのべている。「募集主と募集従事者との関係に就いて間接的委託関係を認むる否やは立法政策問題に属するが、本令は全然之を認めずして、直接委託関係に在る者のみを募集従事者と為したる故に、其の趣旨の徹底のために募集従事者の複^{たがひ}委託を禁止した」⁽¹⁵⁾。第三項は、募集に應ずることの強制を禁止したもので、木村も「募集従事者の報酬は請負制度であるために、其の功を急ぎ往々にして執拗に応募せんことを切望することがある。本号（第三項―引用者注）は斯かる行為を禁止したものである」⁽¹⁶⁾と記している。第八項は第一条と関連した禁止条項である。第四項、第六項は、募集「請負」であるが故に生じやすい行為を禁止したものである。

なお、「労働者募集取締令」においてもまた、「第四条ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケス、又ハ募集従事者証記載事項ノ範圍外ニ互^{たがひ}リ労働者ノ募集ヲ為シ又ハ為サシメタル者ハ、拘留又ハ科料ニ処ス」(第二一条)とあるように、罰則規定がもたらされている。

以上、「労働者募集取締令」の主要な条項について検討してきた。同令は労働者一般の募集に従事する者（募集従事者）を法的に規定したものであるが、前掲表1からもうかがえるように、主として繊維工業女性労働者の募集従事

者を法認しつつ、それに一定の秩序（規制）をくわえるものであった。じじつ、この点について東京地方職業紹介事務局長は、「本令（労働者募集取締令―引用者注）の要点として判読不能監督課長（社会局工場監督課長―引用者注）の発表せる所に依れば、本令は女工の募集に限らず、男子労働者の募集に及ぼしたると雖も、特に女子労働者の募集を主としている」⁽¹⁷⁾と述べている。

さてそれでは、これまでの研究は「労働者募集取締令」についてどのように解釈してきたのであろうか。製糸・紡績・織物業にかんする前述した諸研究で同令に言及したのは、石井寛治氏の研究⁽¹⁸⁾、同令を議論の中心にすえたのは東條由紀彦氏の研究⁽¹⁹⁾である。石井氏の研究は同令に簡単に言及したのみで、その内容にはふれていない。

もつとも、同令の内容をほとんど検討していないという点では東條氏の研究も同様である。すなわち同氏は、一九二〇年代半ばに製糸女工の全国的な「統一的労働市場」が「組織化」されたとし、その構成要因として「女工供給組合」、「内務省令労働者募集取締令」、「公営職業紹介事業」の三点を指摘している⁽²⁰⁾。しかし同氏は「労働者募集取締令」の内容を具体的に検討していないため、同令で法認された募集従事者の活動と「女工供給組合」の活動（この点について別稿で詳しく論ずる）が対立したこと、戦前において「公営職業紹介事業」の活動はかならずしも十分に機能せず、その点はとくに繊維工業女性労働者の職業紹介において顕著であったことをまったく理解していない。このように相互に対立する政策や十分に機能しなかった政策を一つにまとめ、「国家における統一的階層的労働市場の上からの組織化」⁽²¹⁾（傍点、東條）と「理論」づけるのは（「国家による上からの労働市場の組織化」とは一体何なのかはひとまず問わないとしても）、前述した同氏特有の観念的思弁の産物であるといわねばなるまい⁽²²⁾。

- (1) 『製糸職工ニ関スル調査』一九一九年二月〔臨時産業調査局調査資料〕第四七号、労働省編『労働行政史』第一卷、労働法令協会、一九六一年、五三八頁より再引用。
- (2) 木村清司『労働者募集取締令釈義』清水書店、一九二六年。
- (3) 木村、前掲書、三五頁。
- (4) 同上書、三六頁。
- (5) 同上書、五五―五六頁。
- (6) 前掲、『労働行政史』第一卷、五三九頁。
- (7) 同上書、五三九頁。
- (8) 同上書、五四四頁。
- (9) 同令の全文は、同上書、五三九―五四三頁。
- (10) 木村、前掲書、六六―六七頁。
- (11) 同上書、五二―五三頁。
- (12) 同上書、五六頁。
- (13) 同上書、一〇五頁。
- (14) 同上書、一四二頁。
- (15) 同上書、一四三頁。
- (16) 同上書、一四六頁。
- (17) 東京地方職業紹介事務局『管内製糸女工調査』一九二五年三月、三三頁。
- (18) 前掲、石井寛治『日本蚕糸業史分析』三六一頁。

(19) 前掲、東條由紀彦『製糸同盟の女工登録制度』。

(20) 東條、前掲書、一五八―一七三頁。

(21) 同上書、一七三頁。

(22) 理論的であればあるほど学問的に優れている、学問的に価値があるという、戦後日本の社会科学がもつ理論「信仰」、ある種の権威主義的な学問観は、事実（史実、現実的事象）とその具体的な内容をきちんとふまえないとき、しばしば「観念の遊戯」に墮すおそれがあることを忘れてはならないとおもう。

むすび

以上、製糸業、綿紡績業、織物業の女工の募集方法と、道府県「労働者募集取締規則」、内務省令「労働者募集取締令」について考察してきた。そこで明らかになったことは、繊維女工の募集の多くは、雇主（工場主）から独立した紹介人・募集人への依託による間接募集だったことである。わたしは昨年、両大戦間期における臨時工・臨時工場入夫の供給を担った労務供給請負業について論じたが⁽¹⁾、それとの関連でいえば、繊維女工の募集・供給に担った紹介人・募集人も広い意味での労務供給請負業に従事した人びとだったといつてよいであろう。また、道府県「労働者募集取締規則」の本質は、募集地での手続きの厳格化をもとめつつも、労務供給請負業を事実上前提としたものであった。おなじように内務省令「労働者募集取締令」も、業者居住地での人選の厳格化をもとめつつも、雇主（工場主）が特定しているばあいの労務供給請負業を法的に承認するものであった。

それでは、これまでの諸研究は以上のべたような重要な史実・歴史的文脈をなぜ説き明かすことができなかったの

であろうか。理由は二つあるようにおもわれる。一つは、繊維女工は近代日本における出稼労働者の典型とされ（そのこと自体はけっして間違いではないが）、それは地主制史・農業史研究と結びつけられ、農村史料調査や農村での聞き取り調査が研究の王道だとされたことである。その結果、石井寛治氏の研究のようなひじょうに優れた研究がいくつか生まれたことは事実であるが、逆にもっとも基本的な文献史料をきちんと読むことがおろそかになった。新史料とは、文字どおり新しく発掘・発見された史料だけではなく、基礎的文献史料を読み込み再解釈（あるいは正確に解釈）することによっても生まれてくることを忘れてはならないであろう。

もう一つの理由は、多くの研究者が、程度の差はあるものなにかのあたりでマルクス主義の影響をうけていたため、資本と賃労働という二項対立の枠組のなかでのみ史実を解釈し、その枠組からはずれた事象はほとんど認識することができなかつたか、あるいは非本質的なものとして意識的に追究しなかつたことである。また経済学の理論をふまえたばあいでも、労働市場は自立した個人による労働力の売買・取引の場であり、労務供給請負業という存在は、理論的には市場の夾雑物（きょうざつぶつ）として捨象されるべきものと判断されたことである。

以上、繊維女工募集における労務供給請負業への歴史認識がこれまでなぜほとんどなかつたのか、その理由を二点にわたってのべてきた。しかし実は、この二つの理由・事情から比較的縁遠いところで研究している外国人研究者の方が、本稿が設定した課題にかなり正確な解答をあたえている。近年公刊されたジャンネット・ハンターの研究⁽²⁾がそれである。最後に、ハンター氏のこの研究の一部を紹介しつつ、わたしの批判的コメントをくわえることによつて本稿を閉じることにしたい。

ハンター氏は、一八九〇年代半ば以降繊維工業労働者の「調達」は、「半独立の仲介業者」である「募集人あるいは募集機関」によつて「支配」されるようになったとのべ⁽³⁾、こうした「仲介業者」の存在は発展途上国の多くに

みられるとし、このべている。「親類や友人関係を労働者の募集・広報活動に用いることは、工業化の初期段階における多くの労働市場の特徴である……しかし、より整った募集形式の形成と雇用仲介者の採用が、労働市場全体が機能するために不可欠となった。労働市場の不完全性、たとえば通信と情報伝達の経路が比較的乏しいことが、仲介業者を出現させるようになるのは多くの発展途上国に見られることであり、日本もそのパターンの例外ではなかった」⁴。「仲介業者」、わたしのいう労務供給請負業者が発展途上国によくみられる存在かどうかは、わたくしの学問的非力と不勉強のためコメントすることができないが、氏がそのような広がりなかで「仲介業者」をとらえていることは確かである。「仲介業者」を重視しているため、氏は「一九二五年の法制化により認可された募集人の数は……」⁵と、「労働者募集取締令」（二四年一二月公布、二五年三月施行）の法令名こそでてこないものの、同令の本質を的確にとらえている。

しかし氏の議論で問題なのは、「仲介業者」による募集方法が両大戦間期において変化したのかどうかは不明なことである。すなわち、一方では「直接募集方式が広がったのは戦間期」⁶、「一九二〇年代に多くの大工場は直接募集に戻っており、正規の従業者を派遣して労働者の雇入れから工場到着までを手配」⁷と指摘しつつも、他方では「繊維業者の多くは、戦間期においても労働供給を募集人に依存し続けた」⁸、「戦前の大半の時期において、雇用主と従業者を結びつける役目を担い続けたのは、広義の募集人だった」⁹とも記している。「労働者募集取締令」の意味に氏が言及したのであれば、後者こそが強調されなければならないであろう。

ハンター氏の議論のもう一つの問題点は以下の記述である。「募集人は、とくに第一次大戦前には多様な人々からなっていた。多くはまずもって特定の一地域の住民であり、そこが『担当区域』となった。それらの人々の一部は中農、あるいは村長などの、もとの住民で補助的な収入源として代理人を務めていた。その他は専門的な募集代理人

で、募集活動による収入が大部分を占めた⁽¹⁰⁾。この記述の前段の專業的ではない募集人の在地性（それも一部は地方名望家）について、氏はそれを証明する史料の根拠を何も示していない。專業的募集人の下で働く在地の人びとが存在した可能性はおおきいが（五頁で記した「道案内」など）、それらの人びとを專業的募集人と同列に論ずることはできないであろう。

注

- (1) 西成田豊「両大戦間期日本の臨時工と労務供給請負業」、『人文・自然研究』第五号、一橋大学教育研究開発センター、二〇一〇年三月)
- (2) ジャネット・ハンター著、阿部武司／谷本雅之監訳、中林真幸／橋野知子／榎一江訳『日本の工業化と女性労働——戦前期の繊維産業——』有斐閣、二〇〇八年（原著名は *Women and the Labour Market in Japan's Industrialising Economy: The Textile Industry before the Pacific War*, Routledge, 2003）。
- (3) ジャネット・ハンター著、前掲書、七五頁。
- (4) 同上書、七三頁。
- (5) 同上書、七六頁。
- (6) 同上書、七三頁。
- (7) 同上書、七七頁。
- (8) 同上書、七八頁。
- (9) 同上書、七七頁。

(10) 同上書、七五頁。

〔追記〕 本稿執筆中、「戦後日本の歴史学の流れ」というタイトルの「特集」を組んだ『思想』（一〇四八号、二〇一一年八月、岩波書店）が刊行され、また本稿脱稿後、石井寛治「経済学と歴史学の狭間で」（『UP』四六七号、二〇一一年九月、東京大学出版会）が発表された。両者とも本稿に込めた私の学問的メッセージと相通することを書いているので、あわせて参照していただければ幸いである。

〔二〇一一年九月一四日提出〕